

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 (2027年国際園芸博覧会) は、令和 7 年 3 月 19 日に開催 2 年前を迎えます。これを契機に、開催 2 年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！	
・車体広告 (ラッピングトレイン)	【運行期間】 3月上旬～5月末 (予定)
・車内広告 (アドトレイン)	【運行期間】 2月下旬～3月末 (予定)
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！	
・カウントダウンボードの設置	【設置期間】 3月19日～GREEN×EXPO終了まで (予定)
・会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】 3月19日～当面
横浜都心部や会場周辺駅の装飾	
・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等	【実施期間】 3月初旬から順次実施予定
・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅	
・階段広告：新横浜駅、馬車道駅	

*詳細は、別添「令和 7 年 3 月 4 日 記者発表資料」をご覧ください。

「GREEN×EXPO 2027」開催まであと2年！ 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。



〈開催2年前限定デザイン〉

1 「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行！その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

- (1) 車体広告（ラッピングトレイン）
 - ・横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）
 - 【運行期間】3月上旬～5月末（予定）
- (2) 車内広告（アドトレイン）
 - ・相鉄線（全編成）、横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）、JR京浜東北・根岸線（1編成）
 - 東急線（5編成）、京急線（1編成）、シーサイドライン（2編成）
 - 【運行期間】2月下旬～3月末（予定）（各線により時期が異なります）



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウンタダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

(1) カウンタダウンボードの設置

- ・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペDESTリアンデッキ、新横浜駅交通広場
- 【設置期間】3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）



〈カウンタダウンボード 設置イメージ〉

(2) 会場周囲の仮囲いの装飾

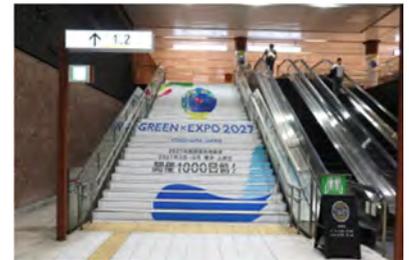
- ・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾
- 【実施期間】3月19日～当面



〈仮囲い 装飾イメージ〉

(3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

- ・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等
 - ・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅
 - ・階段広告：新横浜駅、馬車道駅
- 【実施期間】3月初旬から順次実施予定



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所 : 神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
開催期間 : 2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日）
テーマ : 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域 : 約100ha（内、会場区域80ha）
クラス : A1（最上位）クラス（AIPH承認+BIE認定）
参加者数 : 1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」

©Expo 2027

お問合せ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



令和7年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和7年4月6日（日）～4月15日（火）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（木）



スローガン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう



横浜市交通安全キャラクター
ルール

重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

瀬谷区の「春の全国交通安全運動」
キャンペーンを実施します！

日時：4月7日（月）15時から

場所：瀬谷駅北口広場

※雨天時は瀬谷駅南北自由通路で実施

交通ルールを知る、守る。
安全・安心の第一歩！



横浜市交通安全対策協議会



瀬谷区内火災・救急状況

瀬谷消防署
令和7年2月28日現在

火災

区分	年別	令和7年	令和6年	増△減
件数		5	2	3
種別	建物	2	2	0
	林野	0	0	0
	車両	0	0	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	3	0	3
	損害程度	焼損床面積 (㎡)	0	0
死者(人)		0	0	0
負傷者(人)		0	1	△1
主な原因	放火(疑い含む)	3	0	3
	たばこ	0	0	0
	こんろ	0	1	△1
	電気機器	0	0	0
	配線器具	1	0	1
	上記以外	1	1	0
1日あたり		0.1	0.1	0.00

連合町内会別火災発生件数

連合町内会名	令和7年
阿久和北部連合自治会	1
阿久和南部連合自治会	0
三ツ境連合自治会	0
瀬谷第一地区連合町内会	0
本郷地区連合自治会	0
瀬谷北部町内連合会	1
瀬谷第二地区連合自治会	0
細谷戸連合町内会	0
瀬谷第四地区連合自治会	0
南瀬谷自治連合会	0
宮沢連合自治会	2
相沢町内連合会	1
その他	0
合計	5

救急

区分	年別	令和7年	令和6年	増△減
件数		1,457	1,517	△60
急病		1,077	1,154	△77
交通事故		46	45	1
一般負傷		275	248	27
その他		59	70	△11
1日当たり		24.7	25.7	△1.0

分団別火災発生件数

分団名	令和7年
第一分団	3
第二分団	0
第三分団	1
第四分団	1
合計	5

月別火災件数・死負傷者状況

区分	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
件数		3件	2件											5件
死者		0人	0人											0人
負傷者		0人	0人											0人

日付	災害種別	発生場所	内容
2月17日	建物火災	卸本町	倉庫にて発生
2月20日	その他火災	阿久和西一丁目	公園にて発生

(各表の数値は速報値であり、確定値ではありません。)

瀬谷消防署からのお知らせ

緊急消防援助隊 (陸上部隊) の派遣について

岩手県大船渡市における林野火災に対し、消防庁長官から神奈川県に緊急消防援助隊出動の要請があり、横浜市消防局から陸上部隊を派遣しました。



(左写真：指揮支援隊・統合機動部隊等の消防局長激励 右写真：消防本部庁舎から部隊出向)

横浜市一次派遣隊は、令和7年3月3日(月) 13時00分、横浜市消防訓練センターから岩手県大船渡市へ出向しました。

瀬谷消防署からは、横浜市一次派遣隊として中瀬谷消防隊、横浜市二次派遣隊として阿久和消防隊が出向しました。(瀬谷区内の消防体制は維持しています。)



(左写真：中瀬谷消防隊への瀬谷消防署長激励 右写真：瀬谷消防署から部隊出向)

※ 緊急援助隊の派遣の情報は、R6年3月7日現在の情報になります。

多くの自治会町内会に御参加いただきたいことから、
開催日のみ先行してお知らせします。

区連会 3月説明資料
令和7年3月18日
瀬谷消防署総務・予防課

令和7年度

瀬谷区町の防災組織初期消火合同訓練会について

～開催日が決定しました～

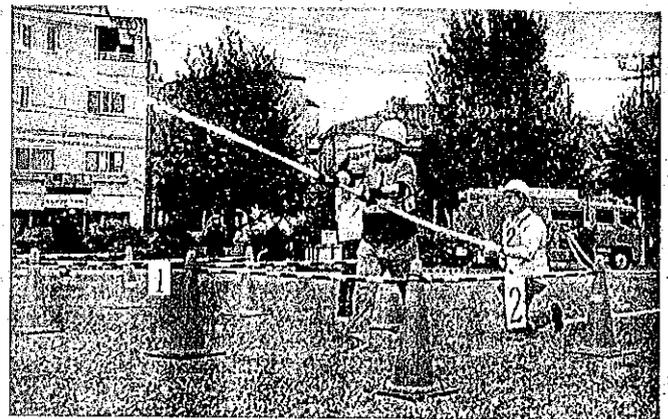
令和7年11月29日(土) 10:00~12:30

場所：瀬谷区役所ニッ橋公園芝生広場

【訓練実施内容】

※震災による火災を想定し、町の防災組織4名で初期消火器具（筒先、ホース2本、スタンドパイプ、消火栓キー）を使用し、放水までのタイムを競います。ただし、「安全・確実に」操作することがポイントです。

※参加申し込みについては、7月の区連会で改めて御案内します。



※ 令和7年度は、より多くの自治会町内会の御参加をお待ちしております。



【お問合せ先】 瀬谷消防署 総務・予防課 電話/FAX: 362-0119

「令和 7 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 7 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 7 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 6 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 7 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 7 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

事故が起こった際の手続き方法

1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために医師のいる病院へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの区役所総務課まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「事故報告書(様式)」をお渡しします。必要事項を記入し、書類(下表参照)と一緒に提出ください。

保険の対象要件(確認事項)	提出書類の例
1 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2 無報酬の活動である	
3 公益性のある活動である	
4 継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5 申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6 【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「事故報告書」には、事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載していただきます。

■ 市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ 賠償責任事故の場合は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ 傷害事故の場合は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ 請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。



よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)

Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか?

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか?

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

お問い合わせ・申請先 (各区役所総務課) 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

令和7年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② 無報酬の活動(交通費などの実費の支給を除く)
- ③ 継続的・計画的に行っている活動
- ④ 公益性のある(他人や社会に貢献する)活動

対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上(国内に限る)
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は?

【傷害事故:令和6年4月～令和6年12月】



負傷内容は?



どうそ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等

△ 次の活動は対象になりません。(主な例)

- 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動(公務災害等の補償があります)
- 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)

⑩ 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

⑪ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

⑫ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。		
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円
	財物賠償	1事故 500万円	
保管物賠償	他人の財物に損害を与えた場合 他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合		

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円(180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※医師のいる医療機関で診断・治療を受けてください。
	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- 急激・・・原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態
- 偶然・・・原因または結果の発生が対象者にとって予知できない状態
- 外来・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(持病等)ではないこと

△ 支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

- 地震、噴火、または津波による事故
- 活動者の故意による事故
- 活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- 熱中症
- 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- 細菌性食中毒
- むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- 重大な過失による事故
- 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

横浜国際園芸博覧会 瀬谷区推進協議会 ニュース

第6号



旧上瀬谷通信施設では、2027年にGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)の開催が予定されています。この開催を地元瀬谷区から盛り上げるため発足した、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会の取り組みを発信していきます！

令和6年度 of 取組の振り返り

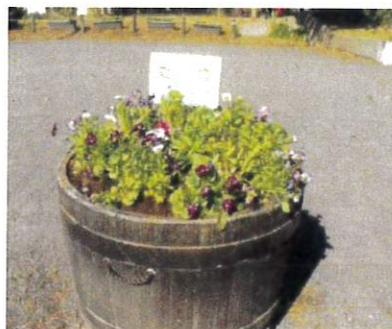
地域をお花でいっぱいにする ☘ 花苗を無料配布しました！(瀬谷応援プログラム)

より多くの皆様が「花・緑」に親しんでいただけるように、希望する地域の団体へ花苗等を配布しました。配布した花苗は、子どもから大人まで幅広い世代の皆様が交流を深め、楽しみながらそれぞれの花壇に植えていただきました。

オリジナルの花壇用プレートも掲示して、園芸博をPR!たくさんの素敵な花壇が瀬谷を彩っています。



横浜瀬谷ロータリークラブ
阿久和大久保原公園



三ツ境公園内花壇



下瀬谷地域ケアプラザ

《実績》

	時期	配布団体	配布苗数	お花の種類
第1期	10月	23団体	2,400苗	ビオラ、なでしこ、ノースポール
第2期	3月	28団体	3,720苗	パチュニア、デージー、ガザニア

《皆さまからの感想》

- ・植え付けに参加した方にGREEN×EXPO 2027を知ってもらうきっかけになった。
- ・目的に沿った活動で、参加者の士気も高まった。
- ・植えた後も遊びに来た子どもが水やりをしてくれ、草花を愛する気持ちが育まれた。
- ・施設の利用者や通行人が足を止めて花を眺めており、PRにつながっていると思う。

そのほか、瀬谷応援プログラムでは

- ホームページでのPR: 4件
- 応援ロゴマークの使用: 9件
- 後援名義使用: 2件

以上のとおりご活用いただきました！ありがとうございました。

オリジナルのぼり旗で皆様にPR!

瀬谷の水や緑をイメージしたデザインののぼり旗を、当協議会委員が属する団体で実施する地域のお祭りやイベント等で飾りました。

たくさんの区民の方にご注目いただき、開催へのわくわくする気持ちを高めていただきました。



開催まであと何日？

カウントダウンイベントで盛り上げました

開催を盛り上げるため、「GREEN×EXPO 2027」開催までの節目にあわせて、花や緑、農、環境などの開催テーマに沿ったイベントを瀬谷区役所と一緒に実施しました。

1000

日前

6/22

いよいよ1000日前！

生花を使ってリースをつくろう！

かすみそうやユーカリなどの生花を用いてリースづくりを行いました。楽しみながらお花に触れて、個性豊かなたくさんのリースが完成しました。



900

日前

9/30

エコについて考えるきっかけに

捨てるなんたもつたいない！コーヒーかすアート

9月29日に区内のカフェから排出されたコーヒーのかすを活用してアートをつくるワークショップを行いました。環境問題についても考えるきっかけになりました。



777

日前

1/30

瀬谷のいちご🍓を味わおう

いちご収穫体験

2月1日に瀬谷産のいちごを収穫し、味わうイベントを行いました。子どもから大人まで幅広い世代の方にご参加いただき、瀬谷のいちごの味に笑顔になりました。



開催までの節目にあわせて、オリジナルパッケージの種の配布に関するPRにも協力しました。



1000日前
アサガオ



900日前
カモミール



777日前
千日紅

せやまるオブジェも
区内におでかけしてPRしたよ！



その他、区役所の取り組みに協力いたしました

瀬谷オープンガーデン2024	令和6年4月～5月
小学生への花育成キット配布 写真展の実施	令和6年9月～12月
たねダンゴワークショップの開催	令和6年10月
瀬谷フェスティバルでのフォトスポット設置	令和6年10月
2年前記念イベントinせや	令和7年3月

令和7年度も、瀬谷区の皆様と一体となってGREEN×EXPO 2027の開催を盛り上げていきます。

GREEN×EXPO 2027とは

GREEN×EXPO 2027は、私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。

開催期間 2027年3月19日～9月26日

開催地 神奈川県横浜市・旧上瀬谷通信施設

テーマ 幸せを創る明日の風景 Scenery of the Future for Happiness

開催者 公益社団法人2027年国際園芸博覧会

公式HP



【作成】横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会事務局(横浜市瀬谷区区政推進課)
〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190
TEL:045-367-5632 FAX:045-365-1170
E-mail:se-suishinkyo@city.yokohama.lg.jp



せやまる

推進協議会の
取り組みを
発信しています

新たなパスポート（2025 年旅券）の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

1 趣旨・概要

令和 7 年 3 月 24 日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート（2025 年旅券）の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、新規申請においてもオンライン申請をご利用いただけるようになります。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 パスポート申請手続等の変更点（令和 7 年 3 月 24 日申請分以降）

(1) 「2025 年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025 年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025 年旅券」は国立印刷局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓 口	現 行	変更後 (3/24 申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル 2 階)	6 日間	9 日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内 1 階)	8 日間	11 日間

※パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

(2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。オンライン申請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。(これまでどおり紙の申請書による窓口での申請もできます。)

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

イ オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。

ウ 申請手数料が変更され、オンライン申請の場合は窓口申請に比べて 400 円安くなります。

申請方法		現 行	変更後 (3/24 申請分から)
10年有効 パスポート	窓口	16,000 円	16,300 円
	オンライン		15,900 円
5年有効 パスポート	窓口	11,000 円	11,300 円
	オンライン		10,900 円

横浜市パスポートセンターWEB ページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター
担当 田嶋、入江
電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590
メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

3月24日申請分からパスポートが変わります！

1 「2025年旅券」の導入【安全に！】

- (1) **2025年3月24日申請分**から、**偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」**の発給が開始されます。
 - ▶ 現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
 - ▶ 顔写真ページが**プラスチック基材**となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、**申請から交付までの日数が以下のとおり変更**になります。
 - ▶ パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

窓口	現行	変更後（3/24申請分から）
横浜市パスポートセンター （中区・産業貿易センタービル2階）	6日間	9日間
センター南パスポートセンター （都筑区・センター南駅構内1階）	8日間	11日間



横浜市パスポートセンターWEBページ
2次元コード

2 オンライン申請の利便性が大幅に向上【便利に！】

- (1) **ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能**になります。
 - ▶ オンライン申請なら、**来庁は受取時の1回のみ**！
 - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2) **オンライン申請では**戸籍の情報がシステムにより連携されるため、**戸籍謄本の提出が不要**になります。
- (3) 手数料が以下のとおり変更されます。**オンライン申請だと窓口申請に比べ400円お得になります！**

申請方法		現行	変更後（3/24申請分から）
10年有効パスポート	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円

問合せ先 **横浜市市民局 パスポートセンター**
TEL：045-671-9580 FAX：045-671-9590
（平日9：00～16：45）

自治会町内会会長各位

瀬谷区福祉保健課長

瀬谷区受動喫煙防止動画について(情報提供)

1 趣旨

瀬谷区健康課題の1つに喫煙率等の数値が市平均に比べて高いという調査結果があります。令和7年4月1日より公園が禁煙化となるこのタイミングで改めて受動喫煙の健康への影響を区民に啓発するため、福祉保健課健康づくり係と土木事務所の職員が連携し、ショート動画を作成しました。今後の地域での活動等でぜひご活用ください。

2 動画について

- (1) 上映時間 1分18秒
- (2) スマートフォーンでも見やすい縦型
- (3) 動画の内容
 - ・受動喫煙とは
 - ・受動喫煙を受けやすい場面とは
 - ・公園の禁煙化について

3 啓発方法

- (1) 瀬谷区庁舎内のデジタルサイネージにて放映
- (2) YouTube、瀬谷区ウェブページにて掲載(3月24日掲載予定)
検索ワード: 瀬谷区 受動喫煙 動画
※ URL <https://youtube.com/shorts/mrYUpWhUTwo>
- (3) 瀬谷区 SNS 掲載
- (4) 瀬谷区で行う各種講演会等で放映



STOP! 受動喫煙



担当：瀬谷区福祉保健課健康づくり係 保下・米田・梶

電話：045-367-5744

電話：367-5744 Mail：se-kenkou@city.yokohama.lg.jp

瀬谷区花いっぱい運動(試行)の実施報告および 令和7年度の本格実施について

植栽ますを活用して区民の方々が花植えを行うことができる「瀬谷区花いっぱい運動」の試行を、環状4号線の一部において行っています。

3月10日(月)に花植えを行いましたので、ご報告いたします。

今回ご参加された皆さまからご意見等をいただき、令和7年度の本格実施に向けた準備を進めます。

なお、令和7年度の実施については、5月の区連会にて情報提供いたします。よろしくお願いいたします。

1 花いっぱい運動(試行)の実施

(1) 実施場所

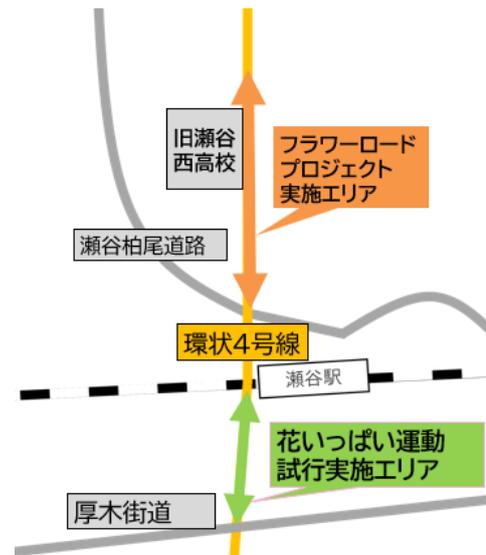
環状4号線 瀬谷駅より南側の
一部区間の植栽ます(13箇所)

(2) 参加人数

10グループ (合計:14人)

※橋戸北自治会の皆さまにご協力いただき
モニターへご参加頂きました。

(3) 実施状況



日程	内容
12月22日(日)	説明会の開催(モニターの募集) 【橋戸北自治会館】19人参加
2月20日(水)	各グループの活動場所を決定(抽選) 【瀬谷土木事務所】6人参加
2月26日(水)	耕うん作業【現場植栽ます】9人参加
3月10日(月)	花植え(講習会の実施) 花苗(ネモフィラ・デイジー)、ビブス、名札の配布 参加者持込あり 【現場植栽ます】10人参加 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  ネモフィラ </div> <div style="text-align: center;">  デイジー </div> </div>

※活動状況の写真など、今後ホームページやSNSで情報発信する予定です。

裏面あり

2 今後の主な予定(案)

日程	内容
令和7年5月	区連会への情報提供
6月頃	参加者募集
9月頃	花植え
令和8年3月	意見の集約

試行の取組状況

耕うん作業

土木事務所職員も加わりみんなで耕うんを実施



花植えの状況

親子で花植え



花植えした植栽ます

植栽ますが色とりどりの花でいっぱい



今回モニターへのご参加、ありがとうございました。
引き続き皆さまの支援を行っていきます。



担当:瀬谷土木事務所管理係
和田、三橋(花いっぱい担当)
電話:364-1105
FAX:391-6974

se-hanaippai@city.yokohama.lg.jp

地区連合会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和 7 年度「地区連合会現況届」の提出について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから、地域活動の円滑な運営につき、御尽力を賜り篤く御礼申し上げます。

さて、年度末を迎え、地区連合会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、4 月以降の地区連合会の現況確認のため、次のとおり「地区連合会現況届」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

1 提出依頼書類

令和 7 年度 地区連合会現況届

※会長・役員に異動のない場合も、ご記入のうえ、必ず提出をお願いします。

裏面に副会長・会計担当様等の記入欄がありますので、こちらにもご記入ください。

※瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会 HP に Word データを掲載しています。

<https://seya-kurenkai.jp/support/index.html>

2 提出期限

令和 7 年 4 月 17 日(木)（4 月区連会定例会開催日）

※ 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後にご提出ください。

3 提出方法

地域振興課へ、持参、または e-mail 添付にて、提出をお願いします。

担当 瀬谷区役所地域振興課地域活動係 鈴木・守屋

電話：3 6 7 - 5 6 9 1

e-mail : se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 地区連合会 現況届

整理番号

令和 年 月 日

横浜市瀬谷区長

地区連合会名 _____

会長氏名 _____

次のとおり、令和7年4月1日現在の現況を届けます。

地区連合会名				
会 長	ふりがな			
	氏 名			
	住 所	瀬谷区		
	電話番号		F A X 番号	
	メール	@		
自宅以外の緊急連絡先 (携帯電話)				
連合加入団体数		団体		
加 入 団 体	1	13		
	2	14		
	3	15		
	4	16		
	5	17		
	6	18		
	7	19		
	8	20		
	9	21		
	10	22		
	11	23		
	12	24		

4月17日(木)までに提出をお願いいたします

瀬谷区地域振興課 電話：367-5691 FAX：367-4423

※ 裏面も記入してください

1	会長改選の有無（今回）	有 無 （○で囲んでください。）
2	会長の改選がある場合	前任会長氏名
3	会長改選(変更)年月日	年 月 日 （会長任期 年）
4	令和7年度連合会長の 会 長 経 歴	自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日 自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日 [今年度も含めた通算年数 年]
5	副 会 長	氏名
		住所 瀬谷区 ☎
		氏名
		住所 瀬谷区 ☎
		氏名
		住所 瀬谷区 ☎
		氏名
		住所 瀬谷区 ☎
		氏名
住所 瀬谷区 ☎		
6	会 計 担 当	氏名
		住所 瀬谷区 ☎
		氏名
		住所 瀬谷区 ☎
		氏名
		住所 瀬谷区 ☎

下欄は、単位自治会町内会からの現況届を基に、加入団体の世帯数を区役所(地域振興課)が記入しますので、地区連合に加入する各自治会町内会から提出される世帯数を合計した数字以内になります

※地域振興課記入欄

加入世帯数	世帯	広報配布世帯数	世帯
-------	----	---------	----

自治会・町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和 7 年度「自治会町内会現況届」の提出について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから、地域活動の円滑な運営につき、御尽力を賜り篤く御礼申し上げます。

さて、年度末を迎え、各自治会町内会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、4 月以降の自治会町内会への区役所からの資料やチラシ・ポスター等各種配送物のお届け先及び必要数の確認のため、次のとおり「自治会町内会現況届」をご提出いただくようお願い申し上げます。

1 提出依頼書類

令和 7 年度自治会町内会現況届（両面あり）

※瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会 HP に Word データを掲載しています。

<https://seya-kurenkai.jp/support/index.html>

(1) 昨年度と内容に変更がない場合でも、必ずご提出ください。

(2) 裏面には、副会長・会計担当様等の記入欄がありますので必ずご記入ください。

(3) いただいた情報は、瀬谷区自治会町内会名簿として整備し、必要な場合は、国・県・市役所・区役所内や関係機関等に情報提供します。

(4) 転入者や不動産・宅地開発業者などからの、自治会町内会への加入などの問合せに対する、会長名や連絡先等の情報提供について、区の対応方法の記載をお願いします。

2 提出期限

令和 7 年 4 月 4 日(金)

※総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、決定次第提出をお願いします。

※4 月 4 日（金）以降にご提出された場合、4 月分の自治会町内会への区役所からの資料やチラシ・ポスター等各種配送物のお届け先、お届け数が反映できない場合がございますので、ご了承願います。

※認可地縁団体として法人化している自治会町内会は、代表者の変更や規約の改正など、認可時の告示事項に変更がある場合、地方自治法に基づく届出の義務が発生します。該当する自治会町内会は、別途地域振興課にご相談ください。

3 提出方法

地域振興課あて、返信用封筒（同封）、または e-mail 添付にて、提出をお願いします。

※ 提出物の控え（コピー）は必ず保管をお願いします。

担当 瀬谷区役所地域振興課地域活動係 鈴木・守屋

電話：3 6 7－5 6 9 1

e-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 自治会町内会 現況届

整理番号

令和 年 月 日

横浜市瀬谷区長

自治会町内会名 _____

会長氏名 _____

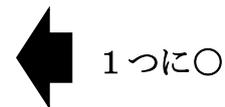
次のとおり、令和7年4月1日現在の現況を届けます。

ふりがな			
自治会町内会名			
会 長	ふりがな		
	氏名		
	住所	〒 瀬谷区	
	Eメール	@	
電話 (日中の連絡先)		FAX	
加入世帯数	_____ 世帯 ※会員として加入している世帯数 ※ 補助金の算出基礎世帯数と同数です。 ※ 会費免除会員を含める場合は、規約等の会費免除規定が必要です。		
班数 [回覧用チラシ等必要枚数]	班 [_____ 枚]		
掲示板数 [掲示用ポスター必要枚数]	基 [_____ 枚]		
会館 有・無	防犯灯保有数 (LED 除く)		灯
自治会町内会長名や連絡先、会費の情報提供について 1 市役所・区役所内や、国・県・関係機関（警察、社会福祉協議会）等に対して、情報提供させていただきます。 2 転入者や不動産・宅地開発業者などからの、自治会町内会への加入などの問合せについて (1つに☑) <input type="checkbox"/> 会長名や連絡先を情報提供してよい <input type="checkbox"/> その都度、会長に確認連絡をしてから情報提供する <input type="checkbox"/> 会長以外の、自治会町内会の担当者の連絡先を伝える 氏名： _____ 連絡先： _____ 3 自治会町内会費を情報提供してよい場合は、記載をお願いします。 会費月額： _____ 円 会費年額： _____ 円			

4月4日(金)までに地域振興課へご提出をお願いします

※ 裏面も必ずご記入ください

1	会長改選の有無（今回）	有 無 （どちらかに○）
2	会長の改選がある場合	前任会長氏名： _____
3	会長改選（変更）年月日	年 月 日 （会長任期 年）
4	令和7年度会長の過去の会長歴（どちらかに☑）	<input type="checkbox"/> 過去に会長歴あり（下記に記載願います） 自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 会長歴なし 自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日 [今年度を含めた通算年数 _____年]
5	副会長	氏名： _____
		住所： 瀬谷区 電話： _____
		氏名： _____
		住所： 瀬谷区 電話： _____
6	会計担当	氏名： _____
		住所： 瀬谷区 電話： _____
		氏名： _____
		住所： 瀬谷区 電話： _____
7	広報よこはま等の配布	<input type="checkbox"/> 現在の配布状況 <input type="checkbox"/> 業者が各世帯に配布している⇒下記②③の 記入は不要 <input checked="" type="checkbox"/> （どちらかに☑） <input type="checkbox"/> 自治会町内会で配布している⇒下記②③に 必要事項を記入
		②配布部数： _____部
		③広報よこはま配布担当者（複数いる場合は一覧を添付） 氏名： _____ 電話： _____ 納品先住所： 瀬谷区
		※②③には、令和7年度の配布部数・担当者を記入してください。記入に基づき「広報よこはま」をお届けします。 [配布の変更等に関する問合せ先] 瀬谷区役所広報相談係 電話：367-5635
8	区役所からの資料やチラシ等の配送先	1 会長 2 広報よこはま配布担当者（上記担当者） 3 その他（下欄に記入してください）
		※「③その他」の場合のみ、配送先をご記入ください
		配送先氏名： _____ 連絡先： _____ 配送先住所： 瀬谷区 _____



令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

11~18

1 趣旨

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】 . . . 資料1
- (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】 . . . 資料2
- (3) 地域活動推進費補助金【拡充（各区連会でご案内）】
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】 . . . 資料3
- (5) LED防犯灯事業【継続】 . . . 資料4

4 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市の会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業 電話 045-671-3709 佐々木、石橋 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電話：045-671-2317 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
--	---

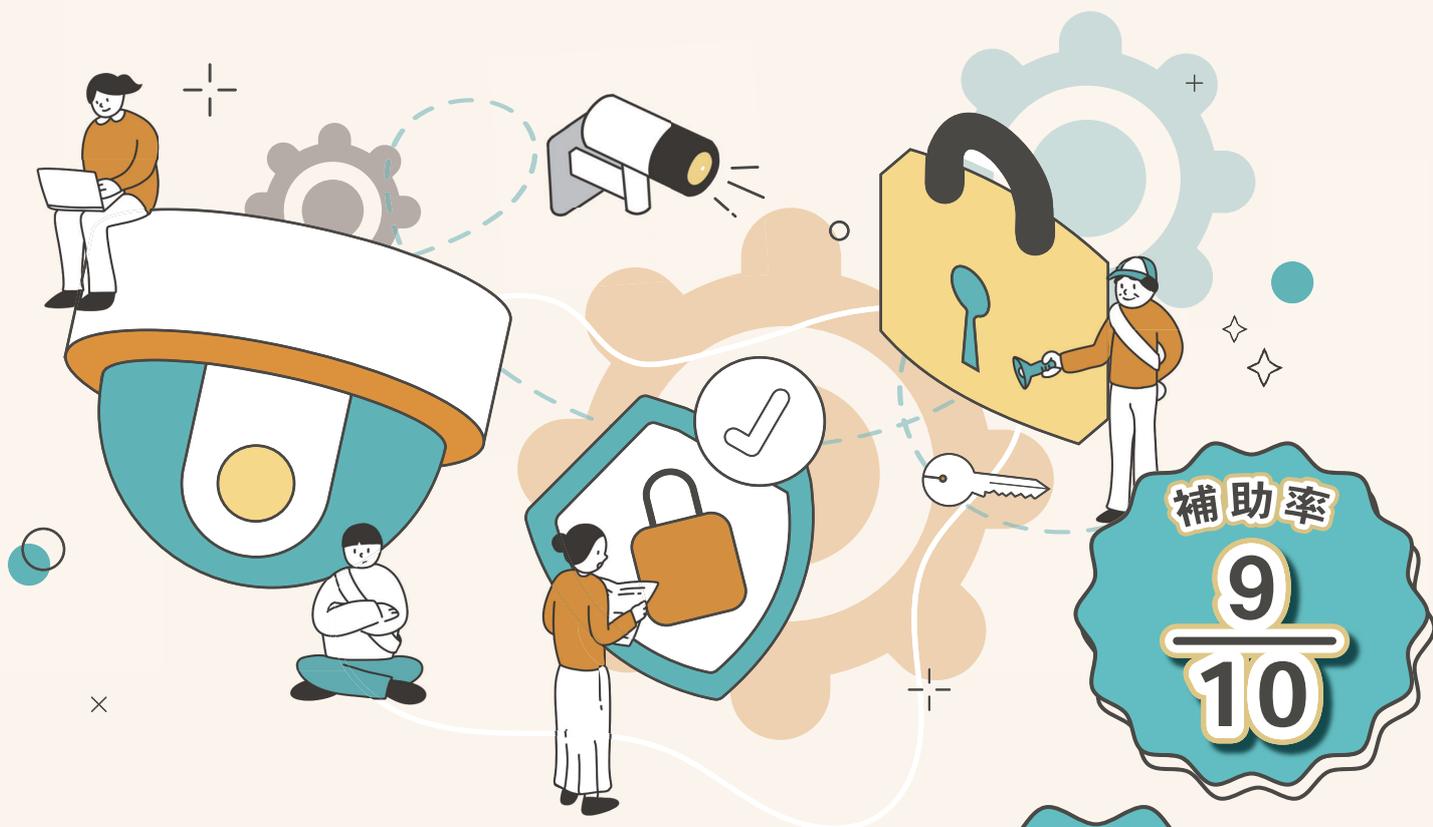
議題 番号	市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ・申請先
11	補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率9/10、 <u>上限 20万円</u> ※資料1参照	4～10月	【4月1日～】 受付センター 電話 045-550-5125
12	上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率9/10、 <u>上限 21万→28万円</u> ※資料2参照	4～7月	区地域振興課
13	上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 <u>上限額 700円→900円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
14	補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料3参照	4～9月	【4月1日～】 市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
13	地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
	自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	4～6月	※8年度整備に向けた事前申出 区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
15	町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月	区総務課 （区連会にて案内）
16	※LED 防犯灯事業：自治会町内会等の申請により300灯（電柱共架型）の新設（申請時期：4～5月、問合せ・申請先：区地域振興課） ※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。			※資料4参照

- 令和7年度 -

地域の防犯力向上

緊急補助金で

まちの安全、高めませんか？



補助率

9/10

補助上限額

20万円

※2

自治会町内会・地区連合町内会

申請期間 ※1

令和7年 4月1日〔火〕 — 10月31日〔金〕

※1 申請は1団体につき1回です。

※2 補助対象事業合算での上限額（千円未満切り捨て）

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

検索 地域の防犯力向上緊急補助金

申請手続やよくある質問等は
こちらをご覧ください。

補助制度の概要

＞ 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

＞ 補助要件

- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの。
- 2 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- 3 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの。
- 4 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えるもの。

＞ 補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

📁 参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



申請手続の流れ

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組



ステップ1

やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

防犯パトロールの実施



- ▶ 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- ▶ 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

防犯啓発グッズの作成・購入



- ▶ 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- ▶ 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- ▶ 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の灯りの整備



- ▶ 地域の暗がり解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

その他防犯設備機器の整備



- ▶ 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- ▶ 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

防犯講座の開催



- ▶ 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- ▶ 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- ▶ 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

その他



- ▶ 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- ▶ 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2

取組を行う、支払う

支払う際は、必ず **領収書** をお手配ください。



ステップ3

申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。



ステップ4

請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

取組・申請期間

令和7年 4月1日 > 令和7年 10月31日
火曜日 金曜日

補助対象外について

＞ 補助対象外の事業（取組）

- × 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの方防犯対策に留まるもの
- × 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- × 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- × 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

＞ 補助対象外の経費

⚠ 補助対象の事業であっても下記の経費については **対象外** とします ⚠

- × 各種保証・保険料、振込手数料
- × 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- × サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- × ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- × 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- × 飲食等に要する費用
- × 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- × 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- × 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

🔄 お問い合わせ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

防犯緊急補助金 受付センター

（市委託事業者）

📞 045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00（土日祝を除く）

✉️ bouhan2025
@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和7年7月31日（木）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月末頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和8年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、**道路や公園等の公共空間**を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② **補助対象団体**：自治会町内会、地区連合町内会

③ **補助対象経費**

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ **補助内容**

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ **補助予算台数**

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ **令和 6 年度からの変更点**

- ・補助上限額が 21 万円から 28 万円へ、補助予算台数が 150 台から 180 台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

地区連合会長 各位
自治会町内会長 各位

区連会 3月説明資料
令和7年3月18日
瀬谷区地域振興課

瀬谷区役所地域振興課長

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金関係書類の御提出について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日ごろから、地域活動の円滑な運営につき、御尽力を賜り篤く御礼申し上げます。
さて、4月から新年度を迎えるにあたり、次のとおり補助金関係書類の御提出をお願いいたします。

【提出書類】 ※ 総会資料をお持ちください。

1 令和6年度活動実績報告

- (1) 活動実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費内で、1件10万円以上の支出にかかる領収書の写し

2 令和7年度交付申請

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 規約（昨年度から変更がない場合は省略可）
- (5) 防犯灯関連資料（令和7年4月使用分の電気代領収証及び内訳書の写し）
※ 4月支払分ではありませんのでご注意ください。

3 提出期限

令和7年6月30日（月）【厳守】

※期限を過ぎた場合には、補助金の交付ができない場合があります。

4 説明会の開催について

自治会町内会役員（会長、会計担当）の方向けに補助金制度の説明会を開催しますので、必要に応じて御参加ください。

- ・同封の「事務の手引き」を説明会当日にお持ちください。
- ・説明会の内容は「地域活動推進費」「地域防犯灯維持管理費」「町の防災組織活動費」の補助金です。
- ・昨年度の申請書類（令和5年度実績報告、令和6年度申請）について、控えが必要な自治会町内会は、担当宛ご連絡ください。

■日時・場所：第1回 令和7年5月28日（水）19:00～20:00（区役所5階大会議室）

第2回 令和6年6月25日（水）19:00～20:00（区役所5階大会議室）

■申込み開始日：4月25日（金）午後1時から

■申込み先：地域振興課 電話：367-5691

■募集人数：各日先着40名

※申込み時に自治会名をお伝えください。

※各自治会町内会で3名以内でのご参加にご協力をお願いします。

5 各種補助金関係書類の休日受付について

「地域活動推進費補助金」「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」について、昨年度に引き続き申請書類の休日受付を行います。

受付日は、5月31日（土）・6月28日（土）を予定しています。詳細は、決定次第お知らせいたします。

担当：地域振興課地域活動係
鈴木（正）・倉持
電話：367-5691

（報告先）
瀬谷区長

（報告者） 所在地 瀬谷区
団体名
代表者名

令和 6 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和 6 年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額 × 3 分の 1（補助率）

_____ 円

[地区連合町内会]

基礎的支援費 +（補助対象経費合計額 - 基礎的支援費） × 3 分の 1（補助率）

_____ 円

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1 件の金額が 10 万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）上記 4 が有の場合には、当該書類又はその写し

（4）要綱第 28 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

（5）要綱第 28 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

（6）その他区長が必要とする書類

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。

申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。

横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

区名	整理番号
瀬谷	

令和6年度 収支決算書

自治会町内会

○会計年度 自 令和6年4月1日～至 令和7年3月31日

○収入の部

項	目	決算額	摘	要
1	会費			円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)
2	地域活動推進費			区役所から交付を受けた地域活動推進費
	地域防犯灯維持管理費補助金		地域防犯灯	灯 × 2,200 円
	町の防災組織活動費補助金		160 円 ×	世帯
3	広報配布謝金		17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数	× 12 か月 = 議会だより 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 =)
4	事業収入		円	円
5	寄付金、祝金等		円	円
6	会館使用料		円	円
	その他	団体交付金・謝金	円	円
		利息・その他雑入	円	円
7	前年度からの繰入金		円	円
収入合計				

○支出の部

項 目		決算額	摘 要					
事務費	1 会議費			円		円		円
	2 事務費			円		円		円
	3 人件費			円		円		円
	4 会館(会場)借上料			円		円		円
	5 会館光熱水費			円		円		円
	6 会館修繕費			円		円		円
	7 その他			円		円		円
事務費 小計 ①								
事業費	1 環境事業費			円		円		円
	2 安全、安心環境づくり事業費			円		円		円
	3 社会教育事業費			円		円		円
	4 レクリエーション費			円		円		円
	5 福利厚生事業費			円		円		円
	6 文化事業費			円		円		円
	7 そ の 他			円		円		円
事業費 小計 ②								
補助対象経費①+②=③			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 参考 補助対象経費×1/3(1円未満切り捨て)= </div>					
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費			円		円		円
	2 町の防災組織活動費			円		円		円
	3			円		円		円
	4			円		円		円
補助事業費 小計 ④								
その他	1 会館建設・修繕積立金			円		円		円
	2 交際費			円		円		円
	3 慶弔費			円		円		円
	4 懇親会費			円		円		円
	5 寄付金・募金			円		円		円
	6 その他			円		円		円
その他 小計 ⑤								
次年度への繰越金 ⑥								
支出合計 (③+④+⑤+⑥)								

令和7年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

（申請先）

瀬谷区長

（申請者）所在地 瀬谷区
団体名
代表者名

令和7年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項

令和7年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
- ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
- ③その他区長が必要とする書類

※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、口にチェック（✓）をしてください。）

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

区名	整理番号
瀬谷	

令和7年度 収支予算書

自治会町内会

○会計年度 自 令和7年4月1日～至 令和8年3月31日

○収入の部

項	目	予算額	摘	要	
1	会費			円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)	
	地域活動推進費			次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 900 円 × 加入世帯数 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 円の3分の1(10円未満切捨て)	
	地域防犯灯維持管理費補助金		地域防犯灯	灯 × 2,200 円	
	2 町の防災組織活動費補助金		160 円 ×	世帯	
補助金					
3	広報配布謝金		17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 議会だより 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 =)	円	
4	事業収入			円 円	
5	寄付金、祝金等			円 円	
6 その他	会館使用料			円 円	
	団体交付金・謝金			円 円	
	利息・その他雑入			円 円	
7	前年度からの繰入金			円 円	
収入合計					

○支出の部

項 目		予算額	摘 要					
事務費	1 会議費			円		円		円
	2 事務費			円		円		円
	3 人件費			円		円		円
	4 会館(会場)借上料			円		円		円
	5 会館光熱水費			円		円		円
	6 会館修繕費			円		円		円
	7 その他			円		円		円
事務費 小計 ①								
事業費	1 環境事業費			円		円		円
	2 安全、安心環境づくり事業費			円		円		円
	3 社会教育事業費			円		円		円
	4 レクリエーション費			円		円		円
	5 福利厚生事業費			円		円		円
	6 文化事業費			円		円		円
	7 そ の 他			円		円		円
事業費 小計 ②								
補助対象予定経費①+②=③								
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費			円		円		円
	2			円		円		円
	3			円		円		円
	4			円		円		円
補助事業費 小計 ④								
その他	1 会館建設・修繕積立金			円		円		円
	2 交際費			円		円		円
	3 慶弔費			円		円		円
	4 懇親会費			円		円		円
	5 寄付金・募金			円		円		円
	6 予備費			円		円		円
	7 その他			円		円		円
その他 小計 ⑤								
支出合計 (③+④+⑤)								

令和7年度

地域活動推進費補助金 事務の手引

(自治会町内会・地区連合町内会)

令和7年3月

横浜市市民局地域活動推進課

*この手引は、令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

<目 次>

地域活動推進費補助金の概要	1～2	ページ
---------------	-----	-----

<令和6年度地域活動推進費補助金>

1 活動実績報告	3～8	ページ
事業実績報告書 作成例	5～6	ページ
収支決算書 記入例	7～8	ページ
2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	9～12	ページ
余剰金額算出例（地区連合町内会）	10	ページ

<令和7年度地域活動推進費補助金>

1 交付申請	13～20	ページ
事業計画書 作成例	15～16	ページ
収支予算書 記入例	17～18	ページ
補助金額算出例（地区連合町内会）	19	ページ
2 交付請求	21～23	ページ
3 執行上の留意点	24	ページ
4 活動実績報告	} ※令和6年度と同じ手続きとなります。 3～12ページを参照してください。	
5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還		

<参考>

補助対象・補助対象外経費の例	25	ページ
補助対象経費・対象外経費に関する留意事項	26	ページ
申請書類の提出方法について	27	ページ

地域活動推進費補助金の概要

1 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	【R6年度】700円×加入世帯数 【R7年度】900円×加入世帯数	公益的活動に係る 事務費・事業費 (他の補助金を利用して いる事業を除く)
地区連合町内会	3分の3	12万円（基礎的支援費）	
	(補助対象経費－基礎的支援費)×3分の1	170円×加入世帯数+5万円	

<補助対象経費の例>

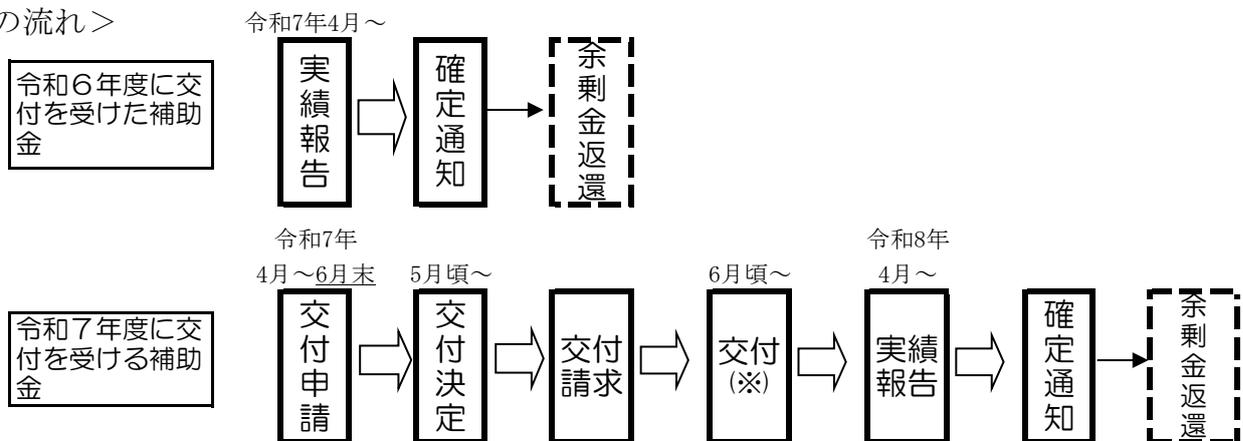
自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

<補助対象外経費の例>

他の補助金（「地域の防犯力向上緊急補助金」「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等）を利用して実施している事業や活動の費用、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

2 補助金交付から活動実績報告、余剰金の返還までの流れ

<手続の流れ>



(1) 交付申請（手続の詳細は、13～20ページをご覧ください）

①交付申請書（第1号様式）、②事業計画書、③収支予算書、④規約 を、区役所が指定する日までに、区役所地域振興課に提出してください。手続きの際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。

※ 令和6年度補助金の「活動実績報告」や「余剰金返還」の確認ができない場合は、令和7年度の補助金交付を保留することとなりますので、ご注意ください。
(令和6年度活動実績報告書と令和7年度補助金交付申請書は同時に提出いただけます)

※ 会計年度が「4月から翌年3月」ではない場合は、区役所にご相談ください。

※ 書類に不備があったときは、再提出していただく場合があります。

(2) 交付決定（20ページに交付決定通知書のひな形を参考として掲載しています）

交付申請書及び添付書類を審査し、適正な場合は、区役所から交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

(3) 交付請求（手続の詳細は、21～23ページをご覧ください）

交付決定通知書を受領されましたら、①交付請求書（第5号様式）、②交付決定通知書の写し、③口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。書類を確認し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

(4) 活動実績報告（手続の詳細は3～8ページをご覧ください）

年間の活動を終わられましたら、①活動実績報告書（第6号様式）、②事業実績報告書、③収支決算書、④補助対象経費に係る領収書の写し等を、区役所が指定する日までに区役所地域振興課に提出してください。手続の際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

(5) 補助金額確定通知 及び 余剰金返還（手続の詳細は9～12ページをご覧ください）

活動実績報告書及び添付書類を審査し、適正な場合は、補助金額を確定し、区役所から補助金額確定通知書（第7号様式）を送付します。なお、補助金額を確定した結果、補助金に余剰金があると認められた場合は、該当する団体に対して補助金返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3 加入世帯数について

<加入世帯数の把握>

- ・ **補助金の算定根拠となる加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。**
- ・ 加入世帯数は、補助金を申請するために必要な数字です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。確認作業をした上で、交付申請書（第1号様式）内にある「加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。」にチェックをしてください。

<加入世帯数に変更があった場合>

- ・ 総会資料と4月1日現在の加入世帯数に増減があった場合は、申請時に区役所窓口で申し出てください。その際、世帯数の増減が確認できる書類（名簿、班ごとの世帯数報告資料など）を提示していただく場合があります。

<加入世帯数の定義、数え方>

- ・ 加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定が必要です。なお、「会費減免世帯」とは「加入はしているが会費は減免している」世帯のことです。「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数とは数えません。
- ・ 社員寮やアパートなどの集合住宅の場合は「1戸（室）＝1世帯」と数えます（ただし、自治会町内会で実加入世帯数にかかわらず「1棟＝1世帯」としている場合を除く）。加入世帯数が「0」なのに「1棟＝1世帯」で数えたり、実際加入している世帯数より多い世帯数（例：アパート全体の戸数）で申請することはできません。

4 その他

- ・ 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、区役所から提示を求める場合がありますので、年度ごとに整理して**5年間**大切に保管してください（補助金要綱で義務付けられています）。
- ・ 区役所に提出された書類は、市民の方から情報公開請求等があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

**令和6年度
地域活動推進費補助金**

活動実績報告（余剰金の返還）について

1 活動実績報告 ～令和6年度補助金～

(1) 活動実績報告書の提出について

令和6年度地域活動推進費補助金の交付を受けた団体は、当該年度の活動実績報告に必要な書類を、区役所が定める期限内に、区役所地域振興課へ提出してください。

- * 地域活動推進費補助金は、活動実績報告書を区役所へ提出することを条件に交付しています。**活動実績報告書の提出がなされないと、補助金を全額返還していただく場合があるほか、令和7年度地域活動推進費補助金の交付も保留することとなりますので、ご注意ください。**

(2) 必要書類

- ① 活動実績報告書（第6号様式）
- ② 事業実績報告書（総会資料で代用可）
- ③ 収支決算書（総会資料で代用可）
- ④ 補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあった場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）
- ⑤ 補助対象経費に係る支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれたために市内事業者による入札又は見積合わせを実施した場合は、「入札の結果が分かる書類又は見積書の写し」及び「当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し」

* ④及び⑤については、24ページの「執行上の留意点」も併せてご覧ください。

* 上記①から⑤の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録を区役所へご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 活動実績報告書（第6号様式）について（記載方法は4ページをご覧ください）

所在地、団体名、代表者名を記載し、以下の項目について記載してください。

<自治会町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「補助対象経費合計額×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

<地区連合町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9、10ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

(4) 事業実績報告書について（5～6ページの作成例をご覧ください）

- ① 「この1年間どのような活動をしたか」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支決算書について（7～8ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業実績報告書に記載した活動に要した費用の決算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

（報告先）

区 長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

金額の訂正はできません。

令和6年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

区から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額 × 3分の1（補助率）

_____ 円

<自治会町内会の場合>

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、3分の1を乗じた金額を記入してください。（1円未満切捨）

[地区連合町内会]

基礎的支援費 + (補助対象経費合計額 - 基礎的支援費) × 3分の1（補助率）

_____ 円

<地区連合町内会の場合>

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、「基礎的支援費(12万円)」を差し引いた額に3分の1を乗じ、さらに「基礎的支援費(12万円)」を加えた金額を記入してください。（1円未満切捨）

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無 （どちらかに○をしてください）

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0円」と記入してください。

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 上記4が有の場合には、当該書類又はその写し
- (4) 要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他区長が必要とする書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

「申請にあたっての確認事項」について、項目を追加していますので、確認を行い、✓をしてください。

令和6年度事業実績報告書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
4月	さくらまつり 日時：4月6日 午前10時～ 場所：〇〇公園 参加者：約250名 内容：〇〇小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。〇〇について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：△△グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：〇〇広場 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：〇〇 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：〇〇会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：〇〇 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
令和7年 1月	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約80名 防災訓練（17日。参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

令和6年度事業実績報告書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎決算総会：5月10日 予算総会：3月21日
- ◎定例会：毎月第2木曜日、午後8時から開催。

2 環境美化事業

地域内の環境美化を目的として、毎月第3日曜日に定期清掃を行いました。
また3R行動の推進に関するチラシを作成し、班回覧によりごみの減量・リサイクル・分別徹底や不法投棄防止を呼びかけました。

3 防犯活動、交通安全事業

防災防犯委員会を中心に防犯パトロールを月2回実施しました。
5月には〇〇警察署の協力により、小学校低学年までの児童を対象に交通安全教室を開催しました。
また駅前及び商店街での違法駐車・違法駐輪に対する苦情が増えてきたことから、件数や駐車時間等の路上調査を実施しました（10月31日）。

4 災害対策事業

〇〇消防署の協力により総合防災訓練を実施し、災害時の救助活動等の講習を受けました（〇月・参加者約〇〇名）。また、災害時の備蓄品として水（〇箱）、レトルト食品（〇食）、ヘルメット（〇個）を購入、補充しました。

5 文化・スポーツ事業

(1) さくらまつり

〇〇商店街との共催により恒例のさくらまつりを実施しました。
開催日時：4月6日 午前10時～午後5時 会場：△△公園

(2) 夏祭り

恒例の夏祭りは、1日目は雨模様となりましたが、2日目は天気に恵まれ、盆踊り・縁日とも盛況となりました。

開催日時：8月6日、7日 午後3時～午後8時 会場：〇〇通り

(3) 大運動会

10月10日〇〇小学校グラウンドにて開催、総勢250名が参加しました。

(4) 文化祭及び年賀状講習会

地域住民や老人クラブ等へ出品を呼びかけ、町内会館を会場として作品発表会を開催しました（11月3日）。またその会場で年賀状講習会の参加者募集のチラシを配布し、応募のあった18名を対象として12月5日に講習会を開催しました。

6 広報活動

- ◎町内会新聞の発行：第20号～第25号 各120部作成。
- ◎市役所・区役所からの広報配布物の配布・回覧をしました。（随時）

7 親睦会

- ◎会員相互の親睦を深めることを目的としてバス旅行を実施しました。
日時等：11月23日、目的地〇〇、参加者30名、会費2万円

8 加入促進事業

町内会区域内に新たに建設されたマンションの住民向けに、町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し配布しました。

この収支決算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

区名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和6年度収支決算書

〇〇〇自治会町内会

〇会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

〇収入の部

会計年度の始期が4月の場合、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」と記載します。

項目	決算額	摘要	
1 会費	360,000	(例)300円×会費会員100世帯×12ヶ月 加入世帯数110世帯(内訳:会費会員100、会費免除会員10)	
2 補助金	地域活動推進費	77,000 区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金を記入します。 (例)700円×110世帯=77,000円	
	地域防犯灯維持管理費	22,000 区役所から交付を受けた地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。 (例)2,200円×10灯=22,000円	
	町の防災組織活動費	17,600 横浜市から交付を受けた町の防災組織活動費補助金を記入します。 (例)160円×110世帯=17,600円	
	自治会町内会館脱炭素化 推進事業補助金	90,000 横浜市から交付を受けた自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。	
			上記の他に自治会町内会又は地区連合町内会 として交付を受けた補助金がある場合は、この欄 へ記入してください。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。	
4 事業収入	260,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。	
5 寄付金、祝金等	118,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。	
6 その他	会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50	利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	347,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。	
収入合計	1,532,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。	

○支出の部

支出を明確にするため、決算額が大きい場合等は、摘要欄にその内訳を書くようにしてください。
 例)1 会議費 150,000 摘要欄 会場借り上げ 100,000 資料印刷費等 40,000 お茶代 10,000 など

項 目		決算額	摘 要
事務費	1 会議費	150,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施した会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		460,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。(ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施した事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象経費①+②=③		908,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施した活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	135,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施した省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
	4		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施した事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。また、金額は、該当する補助金の実績報告書に記載する金額と同額にしてください。
補助事業費 小計 ④		183,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交歓会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	200,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 その他	0	余剰金として区へ返還した額等を記入します。
その他 小計 ⑤		330,000	
次年度への繰越金 ⑥		111,000	次年度への繰越金を記入します。
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		1,532,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和6年度補助金～

(1) 補助金額確定通知 及び 返還請求書の送付

提出いただいた活動実績報告書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、補助金額確定通知書（第7号様式）を区役所から送付します。

このとき、**交付した補助金に余剰金がある場合は、返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。**確定通知の受領と返還請求金の納付をもって、令和6年度補助金の手続が完了します。

*** 返還請求金の納付が確認できるまで、令和7年度補助金の交付は保留されます。**

また、返還請求された金額を期日までに納付しなかった場合は延滞金がかかりますので、返還請求を受けた場合は遅滞なく納付してください。

（横浜市補助金等の交付に関する規則 第20条・第21条）

(2) 余剰金額の確認、算出方法

<自治会町内会の場合>

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出して、3分の1を乗じます。（①で求めた金額＝「補助対象経費×3分の1」）
- ② ①で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「①で求めた金額」 \geq 「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「①で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「①で求めた金額」 $<$ 「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

<地区連合町内会の場合>（次ページの算出例も併せてご覧ください）

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出します。
- ② ①で求めた金額から、12万円（基礎的支援費）を差し引きます。（「補助対象経費－12万円」）
- ③ ②で求めた金額に、3分の1を乗じます。（「補助対象経費－12万円」 \times 3分の1）
- ④ ③で求めた金額に、12万円（基礎的支援費）を加えます。（④で求めた金額＝「補助対象経費－12万円」 \times 3分の1＋12万円）
- ⑤ ④で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「④で求めた金額」 \geq 「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「④で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「④で求めた金額」 $<$ 「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金 余剰金額 算出例＞

* 次のような決算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金の余剰金額を算出してみます。
(交付された補助金額を85万円、補助対象経費を102万円と仮定)

○ 収入の部

	項 目	決算額	余剰金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>次の「A+B」と「C」を比較して、「C」が大きい場合、その差額が余剰金となります。</p> <p style="margin-left: 20px;">A (補助対象経費-120,000円)×3分の1</p> <p style="margin-left: 20px;">B 120,000円(基礎的支援費)</p> <p style="margin-left: 20px;">C 交付された補助金額</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と交付された補助金額の差額が余剰金となります。</p>
2	地域活動推進費	850,000	
	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
6	団体交付金	0	
7	利息等	0	
8	前年度からの繰入金	0	
	収入合計	3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜余剰金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 (1,020,000円-120,000円)×3分の1 =300,000円(A)</p> <p>(手順2) 「A」に「B」を加えます。 300,000円+120,000円=420,000円 (A+B)</p> <p>(手順3) 交付された補助金額「C」から「A+B」を差し引きます。 850,000円-420,000円=430,000円</p> <p>430,000円が地域活動推進費補助金の余剰金額となります。</p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
	事務費 小計①		620,000	
事業費	1	環境事業費	0	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	0	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
	事業費 小計②		400,000	
	補助対象予定経費①+②=③		1,020,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0
	2		0
	補助事業費 小計 ④		0
その他	1	会館建設・修繕積立金	0
	2	⋮	
	7	その他	0
	次年度への繰越金 ⑥		2,230,000
	支出合計 (③+④+⑤+⑥)		3,250,000

補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その金額と交付された補助金額との差額が余剰金となります。

したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合、
850,000円-100,000円=750,000円

750,000円が余剰金となります。

(参考)

第7号様式 (第11条)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和6年度地域活動推進費補助金額確定通知書

年 月 日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金確定額

_____ 円

①この欄に記載された金額と、交付を受けた金額が同額である場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)はありません。

この通知の受領により令和6年度補助金の手続は完了です。

②この欄に記載された金額が、交付を受けた金額より少ない場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)があります。

返還請求金の納付により、令和6年度補助金の手続が完了します。

区地域振興課

担当： TEL ー

(参考)

第8号様式 (第12条第1項)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和6年度地域活動推進費補助金返還請求書

年 月 日 区地振第 号により交付しました地域活動推進費補助金について、要綱第12条第1項の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

_____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、年 月 日までに納付してください。

納付書兼領収書を同封します。
期限内にお支払いください。

区地域振興課

担当： TEL ー

**令和7年度
地域活動推進費補助金**

交付申請から活動実績報告まで

1 交付申請 ～令和7年度補助金～

(1) 申請書の提出について

補助金の交付申請に必要な書類を区役所地域振興課へ提出してください。

(2) 必要書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（総会資料で代用可）
- ③ 収支予算書（総会資料で代用可）
- ④ 規約

* 上記①から④の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがあある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 交付申請書（第1号様式）について

所在地、団体名、代表者名を記載し、補助申請金額、4月1日現在の加入世帯数を記載します。

* 補助申請金額は訂正できませんので、書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただきます。

<申請金額（自治会町内会の場合）>

自治会町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額となります。

- A $900円 \times 加入世帯数$
- B 補助対象経費（事務費＋事業費） $\times 3分の1$

<申請金額（地区連合町内会の場合）>（19ページの算出例も併せてご覧ください）

地区連合町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額に「基礎的支援費（12万円）」を足した金額となります。

- A $170円 \times 加入世帯数 + 5万円$
- B $\{ 補助対象経費（事務費＋事業費） - 基礎的支援費（12万円） \} \times 3分の1$

(4) 事業計画書について（15～16ページの作成例をご覧ください）

- ① 「これからの1年間どのような活動をする予定か」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支予算書について（17～18ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業計画書に記載した活動に要する予算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(6) 規約について

- ① 規約は、団体の活動目的や活動内容、役員、会費、会計等について規定するものです。基本的にはどの団体でも制定していると思いますが、規約がない場合は必ず制定してください。
- ② 令和2年度～令和6年度の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できます。

令和7年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

金額の訂正はできません。

令和7年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

＜自治会町内会の場合＞

A $900 \text{円} \times \text{加入世帯数}$

B 補助対象経費（事務費＋事業費） $\times 3$ 分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入して
ください。（十円未満切捨）

※ 申請にあたっての確認事項
令和7年4月1日現在の加入世帯数は 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 円
《積算内訳》
（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）
灯 $\times @2,200 \text{円} =$

部分のとおりに、加入世帯数は
補助金の算定に使用します。4月1
日現在の加入世帯数を記入してく
ださい。

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告書）

- ①自治会町内会等の支社等との地域防犯灯電気料

「申請にあたっての確認事項」について、
項目を追加していますので確認を行い、
☑をしてください。

＜地区連合町内会の場合＞

A $170 \text{円} \times \text{加入世帯数} + 50,000 \text{円}$

B {補助対象経費（事務費＋事業費） $- 120,000 \text{円}$ }
 $\times 3$ 分の1

C 120,000円（基礎的支援費）

A、Bのうち、いずれか低い方の金額に、Cを加えた
金額を記入してください。（十円未満切捨）

* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と
Aを比較して低い方の金額を記入してください。
（十円未満切捨）

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

令和7年度事業計画書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業計画年月	活動内容・場所等
令和7年4月	第1回班長会 さくらまつり（〇〇公園） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル（△△学校グラウンド） 決算総会 定期清掃（25日）
6月	第2回班長会 防災訓練 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（下旬） 定期清掃（25日）
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 定期清掃（25日）
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	防犯パトロール（中旬） クリスマス会 定期清掃（25日）
令和8年1月	餅つき大会（△△学校グラウンド） 防災訓練（17日） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会 定期清掃（25日）
3月	予算総会 定期清掃（25日）

令和7年度事業計画書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎ 総会（5月、3月に実施）
- ◎ 定例会（毎月第2木曜日、午後8時から）

2 環境美化事業

- ◎ 定期清掃（毎月第3日曜日）
- ◎ ごみの分別徹底や不法投棄防止を呼びかけるチラシの作成及び配布
- ◎ 空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収（月2回）

3 防犯活動、交通安全事業

- ◎ 防犯パトロール（月2回）
- ◎ 交通安全教室（5月）
- ◎ 違法駐車、違法駐輪実態調査（秋に実施予定）

4 災害対策事業

- ◎ 防災訓練 ○回（○月、○月）
（〇〇消防署の協力により、災害時の救助活動や救命講習会を実施）
- ◎ 防災備蓄（水（○箱）、食糧（α化米○食）、資機材（ヘルメット○個）等）

5 文化・スポーツ事業

- ◎ さくらまつり（4月上旬、△△公園にて）
- ◎ 夏祭り（8月○～○日、盆踊りと縁日を実施）
- ◎ 大運動会（10月上旬）
- ◎ 文化祭（11月上旬）
- ◎ 年賀状講習会（絵手紙やイモ版画などの講習会を実施）

6 広報活動

- ◎ 町内会新聞の発行（年6回）
- ◎ 行政からの広報配布物の配布・回覧

7 親睦会

- ◎ バス旅行（時期は11月を予定。場所は未定）

8 加入促進事業

- ◎ 未加入世帯へ町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し、配布する。

この収支予算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

区 名	整理番号

(記入例)

令和7年度収支予算書

〇〇〇自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部 会計年度の始期が4月の場合、「令和7年4月1日～令和8年3月31日」と記載します。

項 目	予算額	摘 要
1 会費	360,000	会費収入を記入します。加入世帯のうち会費を減免している世帯がある場合は、内訳がわかるように記入してください。 (例) 300円×100世帯×12か月 (内訳: 会費世帯100、会費免除世帯10)
2 補助金		<p><自治会町内会の場合> 次のいずれか低い方の金額を記入します。(十円未満切捨) A 900円×加入世帯数 B 補助対象経費(事務費+事業費)×3分の1 【算出例】 A : 900円×110世帯(会費世帯100+会費免除世帯10) = 99,000円 B : (事務費360,000円+事業費448,000円)×3分の1 = 269,330円(十円未満切捨) *事務費と事業費は支出の部の①と②の金額です。 ⇒Aの方が低い金額となるため、99,000円を記入します。</p> <p><地区連合町内会の場合>(算出例は19ページをご覧ください) 次のA、Bいずれか低い方の金額に、Cを加えた金額を記入します。 (十円未満切捨) A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)-基礎的支援費}×3分の1 C 基礎的支援費(上限:12万円) *補助対象経費が12万円以下の場合は、その金額とAを比較して低い方の金額を記入します。</p>
地域活動推進費	99,000	
地域防犯灯維持管理費	22,000	地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。(例)2,200円×10灯
町の防災組織活動費	17,600	町の防災組織活動費補助金を記入します。(例)160円×110世帯
自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	90,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
地域の防犯力向上緊急補助金	90,000	地域の防犯力向上緊急補助金を記入します。
上記の他に交付を予定されている補助金がある場合には、この欄へ記入してください。		
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。
4 事業収入	60,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。
5 寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。
6 会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
その他		
団体交付金・謝金	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
利息・その他雑入	50	利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	357,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収入合計	1,357,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。

○支出の部

項 目		予算額	摘 要
事務費	1 会議費	50,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施する会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		360,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。 (ただし、「地域の防犯力向上緊急補助金」「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください。)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象予定経費①+②=③		808,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施する活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施する活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	135,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施する省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
	4 地域の防犯力向上緊急補助金	100,000	地域の防犯力向上緊急補助金で実施する活動(防犯パトロール、防犯啓発グッズ作成・購入等)を記入します。
補助事業費 小計 ④		283,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	5,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字等
	6 予備費	131,000	予備費を記入します。
	7 その他	0	
その他 小計 ⑤		266,000	
支出合計 (③+④+⑤)		1,357,000	

地域活動推進費補助金以外の補助金を
受けて実施する事業の経費は、事業ご
とに欄を分けて記入してください。

複数年や長期的な会計管理の
ため、専用口座を設けて特別会
計とするなど、適切に処理を行う
ようにしてください。なお、会館整
備補助金を申請される際には、
こうした対応が求められます。

④・⑤は、地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金額 算出例＞

* 次のような予算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金額を算出してみます。
(加入世帯数を4,000世帯、補助対象経費を312万円と仮定)

○ 収入の部

	項 目	予算額	補助金算出方法
1	会費	2,400,000	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>「次のAとBを比較して、いずれか低い方の金額」+「C」を補助金額とします。</p> <p>A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)－120,000円}×3分の1 C 120,000円(基礎的支援費)</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。(十円未満切捨)</p> </div>
2	地域活動推進費	850,000	
	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
その他	団体交付金	0	
	利息等	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収入合計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">＜補助金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 $170円 \times 4,000世帯 + 50,000円 = 730,000円$</p> <p>(手順2) 上記「B」を計算します。 $(3,120,000円 - 120,000円) \times 3分の1 = 1,000,000円$</p> <p>(手順3) AとBを比較します。 $730,000円(A) < 1,000,000円(B)$</p> <p>(手順4) AとBのうち低い方の金額に、「C」を加えます。 $730,000円 + 120,000円 = 850,000円$</p> <p>850,000円が地域活動推進費補助金額となります。</p> </div>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	100,000	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	2,000,000	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			2,500,000	
補助対象予定経費①+②=③			3,120,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。</p> <p>したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合は、Aの730,000円よりも低い金額となりますので、100,000円が補助金額となります。</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下で、加入世帯数が412世帯以上ある場合は、Aの算出金額が12万円を超えることとなりますので、補助対象経費の金額が補助金額となります。</p> </div>
	2		0	
補助事業費 小計 ④			0	
その他	1	会館建設・修繕積立金	130,000	
	：			
	7	その他	0	
その他 小計⑤			130,000	
支出合計 (③+④+⑤)			3,250,000	

(参考)区地振第 号
年 月 日団体名
代表者

様

区 長

令和7年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼
地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 円

2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定（確定）額 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数） （補助単価） （補助金額）

灯×@2,200円＝ 円

3 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して 日以内

4 支払方法

地域活動推進費補助金は、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

5 交付条件

(1) 共通事項

ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。

イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取下げるときは、速やかに区長に報告してください。

ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。

② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

③ その他区長が必要と認めたとき。

エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金の他の用途への使用をしたとき。

オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

(2) 地域活動推進費補助金関係

ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書（第6号様式）を区長に提出してください。

イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と（補助対象経費－基礎的支援費）に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

区地域振興課

担当：

TEL

—

2 交付請求 ～令和7年度補助金～

(1) 交付請求書及び口座振替依頼書の提出について

提出いただいた交付申請書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、交付決定通知書（第2号様式・20ページの参考例をご覧ください）を区役所から送付します。

交付決定通知を受領されましたら、**交付請求書(第5号様式)、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を、区役所地域振興課へ提出してください。**

*** 令和6年度地域活動推進費補助金の交付を受けている場合は、その活動実績報告書の提出や余剰金返還の確認ができるまで、令和7年度の補助金交付を保留することとなります。**

*** 口座振替依頼書は、依頼書に記載されている他の補助金及び謝金と共用となっています。**

（記載されている補助金及び謝金について交付請求された際には、同じ口座に振込を行います。）

(2) 交付請求書（第5号様式）について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

*** 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。**

② 請求金額欄には、交付決定通知書に記載されている金額を記入します。

*** 請求金額は訂正できません。書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただくこととなり、補助金の振込が遅れますので、ご注意ください。**

③ 交付決定通知書（第2号様式）の写しを必ず添付してください。

(3) 口座振替依頼書について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

*** 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。**

② 振込先について、必要事項を記入します。

記入内容に誤りがないか、確認します。

*** 口座番号、口座名義人及びフリガナについては、十分に確認してください。**
（振込できない場合があります）

③ 口座名義人が代表者と異なる場合は、委任に関する記載及び押印が必要です。

*** 委任者の欄に、代表者名を記載し、代表者印を押印します。**

令和7年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)

区長

口座名義人と代表者が異なる場合、
代表者の押印が必要です。

(請求者) 所在地
団体名
代表者名

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

次の各補助金を請求します。

1 地域活動推進費補助金

請求金額 _____ 円

補助金交付決定通知書(20 ページの参考例をご覧ください)に記載されている「補助金交付決定額」を記入します。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

請求金額 _____ 円

※交付決定通知書の写しを添付してください。

交付決定通知書の写しを
忘れずに添付してください。

金額の訂正はできません。

金額に誤りがあった場合、再提出していただきます。

整理番号

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市長

横浜市 区長

口座名義人と代表者が異なる場合は、
請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

所在地

団体名

代表者名

年 月 日以降、横浜市及び区から交付される 年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫		支店 出張所 支所
	預金種目	1 普通	2 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)		

※ 口座名義人が会長（代表者）以外の場合は記入願います。

上記口座に横浜市及び区から交付される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者 代表者 印

口座名義人が代表者と異なる場合は、必ず記入してください。

請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

【注意事項】

- 1 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうえ提出してください。（スタンプ印は不可）
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 会長（代表者）又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、会長（代表者）印で訂正印をお願いします。

3 執行上の留意点 ～令和7年度補助金～

(1) 1件の金額が10万円以上の補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）を活動実績報告書に添付する必要があります。

(2) 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれるときは、以下のとおり市内事業者による入札又は見積合わせを行う必要があります。

その場合、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを活動実績報告書に添付する必要があります。

契約内容が特殊であり見積合わせや入札によって決定することが難しいと思われる場合や、市内事業者であるかどうか分からない場合は、必ず事前に区役所地域振興課にご相談ください。

経費の内容	金額	見積合わせ又は入札
工事の請負	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上 5,000万円未満	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札
	5,000万円以上	5者以上の市内事業者による見積合わせ又は 8者以上の市内事業者による入札
物品の購入、 業務の委託等	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札

* 「市内事業者」

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいいます。

横浜市の一般競争入札有資格者名簿に登録されている市内事業者については、以下の横浜市ホームページに掲載されている「有資格者名簿」で確認できます。

有資格者名簿の「所在地区分」が「市内」となっている事業者が市内事業者です。

<横浜市ホームページ>ヨコハマ・入札のとびらー入札・契約情報
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

4 活動実績報告 ～令和7年度補助金～

令和6年度と同じ手続きとなります。3～8ページを参照してください。

5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和7年度補助金～

令和6年度と同じ手続きとなります。9～12ページを参照してください。

補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） ・ 備品代（会議テーブル、椅子等） ・ 消耗品代（紙、鉛筆等） ・ 電話代、郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの （自治会町内会の会計とは分けて管理します。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルバイト賃金 ・ 役員手当 ・ 活動謝礼、活動交通費 	
会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会館借上費 ・ 会館光熱水費 ・ 会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く） ・ 会館設備点検費 ・ 会館耐震診断費用 ・ 会館火災保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費 ・ 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 ・ 交通安全活動経費 ・ 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） ・ 防犯活動経費 ・ 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） ・ 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 ・ 盆踊り大会開催費 ・ 運動会、スポーツ大会開催費 ・ 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） ・ 給食、配食サービス経費 ・ 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 ・ 広報活動費 ・ 掲示板設置費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） ・ 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） ・ その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） ・ 祝金（入学、成人、敬老等） ・ 賀詞交換会（開催費、参加費） ・ 裁判費用（弁護士費用等） ・ 金券類 ・ 宿泊費
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 ・ 防犯協会、体育協会分担金 ・ その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など 	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇親会費、親睦会費 ・ 新年会費、忘年会費 ・ 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金 ・ 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 ・ 積立金 ・ 予備費 ・ 次年度への繰越金 ・ 区へ返還した余剰金

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

補助対象経費・対象外経費に関する留意事項

○マンション等集合住宅の管理組合や市営・県営住宅の管理費の取扱い

マンション等集合住宅の管理組合費や市営・県営住宅の管理費で執行する経費については、地域活動推進費補助金の対象外となります。

(例：マンション集会室の光熱費、エレベーター維持管理費、その他管理組合が管理業務として設置・管理する設備や備品の維持管理費など)

集合住宅の区分所有者が必ず入会する管理組合と、地域住民が任意で入会する自主的な組織である自治会は、会の成り立ちも目的も異なる団体です。自治会費と管理費は口座や会計を分けて管理しましょう。

○公園愛護会など別組織の会計について

公園愛護会、商店会、地区社協など、自治会町内会とは異なる組織については、構成員がほぼ同じであっても、「自治会町内会」「地区連合町内会」として出納していないものは、別会計で管理してください。

○食糧費の取扱い

交際費、懇親会費に該当するような食糧費は補助対象外ですが、事業に直接関連する経費であれば、食糧費であっても補助対象経費となります。たとえば、会議の際に必要な茶菓、イベントのボランティアに出す弁当代などであれば、補助対象経費に計上して構いません。

○宿泊費の取扱い

役員の慰安旅行や宿泊研修などにかかる宿泊費は、原則として補助対象外です。

客観的に公益上必要性が高いとはいえない費用(懇親会費や、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等)は補助対象経費に含めないこととしており、宿泊費についても、それらと切り離すことが難しいことから対象外となります。

なお、視察研修などで、研修のために必要な会場借り上げ、飲料代などについては補助対象とします。

○神社祭礼など特定の宗教行事に関する経費の取扱い

神社への奉納金や、例大祭の分担金などについては、特定の宗教に対する援助と見なされるため、補助対象外です。

申請書類の提出方法について

申請書類は、各区地域振興課あて、以下の方法で提出いただけます。

なお、負担軽減・デジタル化の観点から、

可能な範囲で、Eメール・電子申請システムでの提出にご協力をお願いします。

【申請書類の提出方法】

- (1) 窓口への持参
- (2) Eメールでの提出
- (3) 電子申請システムでの提出

令和7年度

「地域防犯灯維持管理費補助金」
申請の手引

(自治会町内会・地区連合町内会用)

※この補助事業は、令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

令和7年3月

瀬谷区役所 地域振興課

TEL：367-5691 FAX：367-4423

市民局 地域防犯支援課

TEL：671-3709 FAX：664-0734



地域のコミュニケーションを大切に。

申請手続き

1 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

2 補助対象

- (1) 補助対象となる地域防犯灯は、令和7年4月1日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLEDの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準 第3条第1号から第4号までの規定を満たし、電気事業者から電力の供給を受けるもののうち、次に示すどちらかとなります。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で ア の地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ イの補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

横浜市防犯灯設置基準（抜粋）

（設置等の基準）

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

● よくあるお問い合わせ ●

Q. 領収書の灯数と把握している防犯灯の数が、合わないのですが？

A. 現在、把握している防犯灯の設置されている住所、電柱番号等を御確認の上、東京電力エナジーパートナー(株)にお問合せいただき、適正な契約に訂正後、補助金の御申請をお願いいたします。

Q. 要綱の改正（平成 29 年 4 月 1 日）により、これまでに補助を受けてきた蛍光灯防犯灯や水銀灯は補助金交付の対象外となりますか？

A. 要綱改正前から補助金を受けているものについては、照明の種類にかかわらず、これまで通り交付可能です。

(2) 次の照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置した防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

ウ 公園灯

エ 足元灯

オ 駐車場、駐輪場等の照明

カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店会が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：671-3488

3 補助金額

補助金額は、照明の明るさ（10W・20W・40W・100Wなど）に関わらず、1灯あたり 定額の年 2,200円 となります。（※予算の範囲内とします。）

4 申請書類

地域活動推進費補助金とあわせて本要綱を一部改正（令和7年4月1日施行）し、申請様式を変更しましたのでご留意ください。

自治会町内会によっては、維持管理する地域防犯灯が大幅に減ったことにより、「まとめ契約」から「単独契約」に移行していることがあるため、手続きに使用する書類が変更となる場合があります。

なお、自治会町内会等で管理している防犯灯の灯数と、東京電力エナジーパートナー株式会社から電気料金が請求されてきている防犯灯の灯数に食い違いがあった場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

【地域防犯灯がない場合】 →申請手続きはありません。

ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市での管理となり、自治会町内会等で管理する地域防犯灯がなくなった場合は、防犯灯維持管理費補助金の申請手続きはありません。

【地域防犯灯がある場合】

契約方法により、次の書類が必要となります。

◆【すべての契約で必要となる共通の書類】

- ・「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書」（p.6参照）

この申請書に、次の必要書類（電力供給事業者との契約の仕方によって異なります）を添付して提出してください。

① 【公衆街路灯契約の場合】

一般的な防犯灯の契約は「公衆街路灯」の契約になります。東京電力エナジーパートナー株式会社との契約（支払）方法及び所有する防犯灯の契約内容によって、必要な書類が異なりますので、次のページの表でご確認ください。

【注】東京電力エナジーパートナー株式会社による電気料金メニューの見直しにより、公衆街路灯契約の「一括前払契約」が廃止となっています。

（参考）東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ

https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsu_minaoshi_2024.html

4月以降の防犯灯の契約内容	
<p>まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合)</p>	<p>単独契約の場合 地域防犯灯が1灯のみまたは接続した鋼管ポールが一列のみ1本の電柱に複数の灯具がある場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ・「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ・鋼管ポールが接続している場合や、電柱に複数の灯具が設置されている場合など、補助対象が複数灯ある場合には、位置図や写真等を添付してください。

「電気料金等領収証」「電気料金集約分内訳表」の見本はp.6～7です。

＜上に当てはまらない場合＞

- ・地域防犯灯の領収証が複数ある場合は、必要書類のコピー全てを添付してください。

② 【従量電灯契約の場合】

主に、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯(アパートやマンションなどの照明)が従量電灯契約になっています。p.1の概要に合致している場合は補助の対象となります。

＜申請時に添付していただく書類＞
<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金等領収証(4月分)のコピー ・電気料金集約分内訳表(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー(あれば) ・地域防犯灯位置図 <p>※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものとならないものの契約が混在しているため、毎年度、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会等の所有となっていない照明灯で地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものについては、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類(覚書・総会資料など)

＜従量電灯契約の場合で、新たに補助申請をする場合＞

- ・p.1の概要をご確認の上、区役所の担当者へご相談ください。
- ・補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

5 提出期限・提出先

(1) 提出期限：**令和7年6月30日(月)**

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

(2) 提出先：**瀬谷区役所地域振興課** TEL:367-5691 FAX:367-4423

参 考

1 補助金交付申請書の記入について（地域防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）
第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地
団体名
代表者名

年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助

防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。

申請金額 _____ 円
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項
年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円
《積算内訳》
（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）
_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約

【令和7年度～追加】 内容を確認の上、チェックしてください。

- ② 治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
- ③ 市の他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、口にチェック（✓）をしてください。）

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

2 「電気料金等領収証」について

- (1) 領収証を紛失等した場合は、再発行の手続きをしてください。(有料)
 手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。
 再発行にかかる手数料は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。
- (2) 東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できるWeb サイトを開
 設したことに伴い、**一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に
 切り替えられています**。その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。
 なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は、何度もダウンロード
 できる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ)をダウンロードしてください。
領収書のダウンロード方法(東京電力エナジーパートナーサイトにつながります)
<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>(令和7年3月現在)

(電気料金等領収証) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります。

電気料金等領収証
 毎度ご利用いただきありがとうございます

CO

〇〇〇〇〇自治会様

年	月	分	金額
29	5		12,345 円
うち消費税等相当額			(587円)

左記金額を口座振替により、
 領収させていただきます。

ご契約名義欄

地区番号 02 お客様番号 22032-20323-0-0

ご使用場所 横浜市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番(地) 号 棟 号

ご契約種類 * * * * * 振替月日

ご契約	ご使用量	うち夜間ご使用量	振替月日
* * * * *	* * * * *	h	月 日
			月 日

金融機関名 店 舗 口 口 座 番

772(代) 株式会社

ご請求金額に送料を合わせた金額の目安については、当社ホームページをご覧ください。(作成場所 千代田区内幸)

戸数	力率	通電制御型	割引率	割引対象機器容量
				kVA kVA
		5時間通電		通電制御型
ご契約	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *
定額負荷設備	10W	20W	40W	60W
	100W	その他	増設	

(お知らせ)
 ○本状に添付してご不明な点がございましたら、左記のお客様番号をお申し添えのうえ、表記のお問い合わせ先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

契約者の名義欄です。(自治会町内会やその代表者)

3 「電気料金集約分内訳表」について

- (1) まとめ契約をしている契約者に、東京電力エナジーパートナー(株)から発行される書類です。この内訳表から、申請灯数を確認します。
- (2) 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯から補助申請する場合は、防犯灯の位置図を作成し、灯数がわかるよう、申請してください。
- (3) 現地の防犯灯数と集約分内訳表の防犯灯数が一致しない場合は東京電力エナジーパートナー(株)と相談していただき、灯数を確定してから補助金を申請してください。

年月分 電気料金集約分内訳表										店所番号701	1項 1									
ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌日より適用) お客さま番号	種別	電力量										金額(円)					
					10	20	40	60	100	200	300	400	50	100		200	300	400		
〇〇〇〇〇〇	〇	02	06809 - 98765 - 5 - 00	0	1															
〇〇〇〇〇〇	〇	02	22032 - 20323 - 0 - 00	0	1															
〇〇〇〇〇〇	〇	02	22359 - 98753 - 6 - 00	0																
〇〇〇〇〇〇	〇	02	94593 - 38329 - 5 - 00	0																
〇〇〇〇〇〇	〇	02	23849 - 43029 - 3 - 00	0	1															
231-0000 ヨコハマシ 〇〇ク 〇〇チヨウ 〇-					定額電灯の 合計	ご契約口数	10 W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W					
					地区番号	お客さま番号	合計	精算額	前月	前月	前月	前月	前月	前月	前月	合計金額	振替予定月日			
領収証(振替用) お支払人氏名					02	22032 - 20323 - 0 - 00	円	円	円	円	円	円	円	円	円	12,345	円 月 日			

各欄を合計します。
例: 1(10W)+5(40W)+2(60W)=8(灯数)

代表の「お客さま番号」は
電気料金等領収証と同じ番号になります。

4 契約区分について

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に該当します。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
10Wまで	10W	LED灯など
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	水銀灯など
100Wをこえ100Wごとに	200W	水銀灯など

5 東京電力エナジーパートナー(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力エナジーパートナー(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の地域防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の地域防犯灯数の相違などについては、**東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター**にお問い合わせください。

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター

電話番号：0120-995-001

※0120 番号をご利用にならない場合 03-6374-8936 (有料)

6 Q&A

Q. まとめ契約とは？

A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

Q. 一括前払い契約とは？

A. 半年又は一年の期間分の電気料金を先に一括して支払う契約でしたが、東京電力エナジーパートナー株式会社による電気料金メニューの見直しにより、すでに廃止となっています。
(参考) 東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ

https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsuminaoshi_2024.html

Q. 東京電力以外の会社と電気使用の契約をしているのですが、どうしたら良いですか？

A. 4月1日時点で自治会町内会等が管理している地域防犯灯の数が分かる書類と、その地域防犯灯の電気料金を自治会町内会等が支払っていることを証明する書類が必要となります。
上記2点を証明するための書類の発行が可能か電力供給事業者を確認してください。

Q. 自治会町内会が設置したLED防犯灯を市に移管できますか？

A. 自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。寄附の手続きにつきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

7 防犯灯の維持管理について

(1) 横浜市が設置した防犯灯について

横浜市が設置したLED防犯灯(ESCO事業で設置した防犯灯を含む)については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理を横浜市が行い、日常の見守り(故障の発見や連絡、繁茂した草木の除去等)は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・瀬谷地域振興課 電話045-367-5699
- ・市民局地域防犯支援課 メールアドレス sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

*お知らせいただきたいこと

①管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。※下図参照)

※管理番号は、必ずご確認ください。

②電柱番号、住所及び目標物

③不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)

⑤不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
黄色のプレートが付いています。	黄色のプレートか銀色のシールが付いています。
	
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

(2) 自治会町内会等が所有及び維持管理する地域防犯灯について

地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第 11 条のとおり、地域防犯灯の数や設置場所を地図にまとめるなど現状把握に努めていただくとともに、日常の見守り（故障の発見、繁茂した草木の除去等）、電気料金の支払い、故障時の修繕等は、全て、自治会町内会の皆様に行っていただきます。

（維持管理の遂行）

第 11 条 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、地域防犯灯の効果的な照明に留意し、その維持管理に努めるものとする。

2 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、維持管理する地域防犯灯の数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

(3) 垂れていたり、切れている電線を見つけたら

鋼管ポールが倒れたり大きく傾いたりするなどして、電線の垂れ下がりや、切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド(株)にご連絡ください。

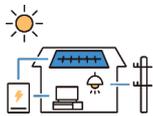
横浜市の防犯灯の場合は、カスタマーセンターに管理番号もお伝えください。

東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）



4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限9月末／予算上限に達し次第、受付終了

会館への
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

建築士が、
現地にてご相談を
お受けします
(訪問アドバイザー派遣
4/1～予約開始)

「7年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素

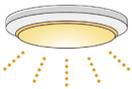


公開しました

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>家庭用 業務用</p> <p>トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、

横浜市住宅供給公社へ、

Eメール、郵送、

公社窓口を持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能のため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自治会では、省エネだけではなく、停電時などの電源の供給に活用する計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化（内窓の設置）

■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました（18か所）。脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、断熱窓を触ってみたいりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子

**鍛冶ヶ谷町内会館の
改修工事を行いました。**

地球温暖化対策として、省エネエアコンの交換、LEDの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を実施しました。

↑2月8日練馬町による学習の様子

練馬市の自治会町内会館脱炭素化推進事業の補助金を活用し、省エネエアコンとLEDとの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を行いました。

鍛冶ヶ谷町内会

2025/2/8
鍛冶ヶ谷町内会館にて、市の担当から省エネ家電の選び方や、エアコンの動作を高める省エネ対策についての実践がありました。

↑セミナーの開催報告を回覧していただきました

自治会町内会長 各位

瀬谷区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の
令和7年度交付申請及び令和6年度活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金事業を実施いたします。
つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請・報告の手続きをお願いいたします。

提出期限：令和7年6月30日（月）まで ※厳守

送付書類

- (1) 令和7(2025)年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (2) 令和6(2024)年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- (3) 令和7(2025)年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き

【連絡事項】

○交付申請及び実績報告を行う際、自治会・町内会の予算・決算書類の提出が必要ですが、地域活動推進費補助金の手続きで、区地域振興課に予算・決算書類を提出している場合は、予算・決算書類等の総務課への提出を省略できます。

○地域活動推進費補助金の交付等決定を踏まえて、「町の防災組織」活動費補助金の交付等手続きを行います。本補助金の交付等決定は、地域活動推進費補助金交付決定後となります。

○「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」が合うように御記載ください。

○交付申請書及び実績報告書の所在地欄には、**【代表者の住所】**を御記入ください。

詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

※当該事業は、令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

問合せ：総務課地域防災担当
半戸、立塚、橋本、今多
TEL：367-5611
FAX：366-9657

（報告先）

瀬谷区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()	
担当者			
	TEL	()	
メールアドレス			

6 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

6 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告 （ 6 年4月～ 7 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練		<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会		<input type="checkbox"/> 研修・講習会		
	<input type="checkbox"/> 見学会				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル		<input type="checkbox"/> 防災マップ		
	<input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額		円
6 年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

（申請先）
瀬谷区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			TEL ()
メールアドレス			

7年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

7年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
A 申請世帯数				世帯 (4月1日現在)	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。					
B 申請金額		A × 160円 =		円	
支出内訳【実施計画 (7 年4月～ 8 年3月実施事業)】					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練		<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会		<input type="checkbox"/> 研修・講習会	<input type="checkbox"/> 見学会	
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル		<input type="checkbox"/> 防災マップ	<input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					
支出額合計					円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数	区確認世帯数	交付世帯数
受付番号	交付予定金額	

令和7（2025）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課

* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	…	1 ページ
○ 事業概要	…	2 ページ
《申請・請求編》		
1. 事務の流れ	…	3 ページ
2. 申請書記入のポイント	…	4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	…	7 ページ
<参考>訂正の方法について	…	8 ページ
4. 請求書記入のポイント	…	9 ページ
5. 請求について	…	12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	…	13 ページ
《報告編》		
1. 事務の流れ	…	15 ページ
2. 実績報告について	…	16 ページ
3. 報告書記入のポイント	…	17 ページ
4. 領収書について	…	20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	…	22 ページ
○ 提出先	…	23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 申請書 1 部
- ・ 事業計画書 1 部 ※
- ・ 収支予算書 1 部 ※
- ・ 団体の規約 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- ・ 請求書 1 部
- ・ 口座振替依頼書 1 部 ※
- ・ 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 報告書 1 部
- ・ 活動実績報告書 1 部 ※
- ・ 収支決算書 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- ・ 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和7(2025)年度補助金交付申請書 令和6年度実績報告書	令和7(2025)年度請求書
6月30日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和7(2025)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数[※]×160円

※ 令和7(2025)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	310	310	49,600
B自治会(400)	410	390	400	64,000

…の場合、

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和7(2025)年4月1日から6月30日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入 (リース含む)
- ・ 防災パトロール (※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ 防災士資格取得に係る費用
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

 交付の対象となるのは、令和7(2025)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金 (当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

 その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

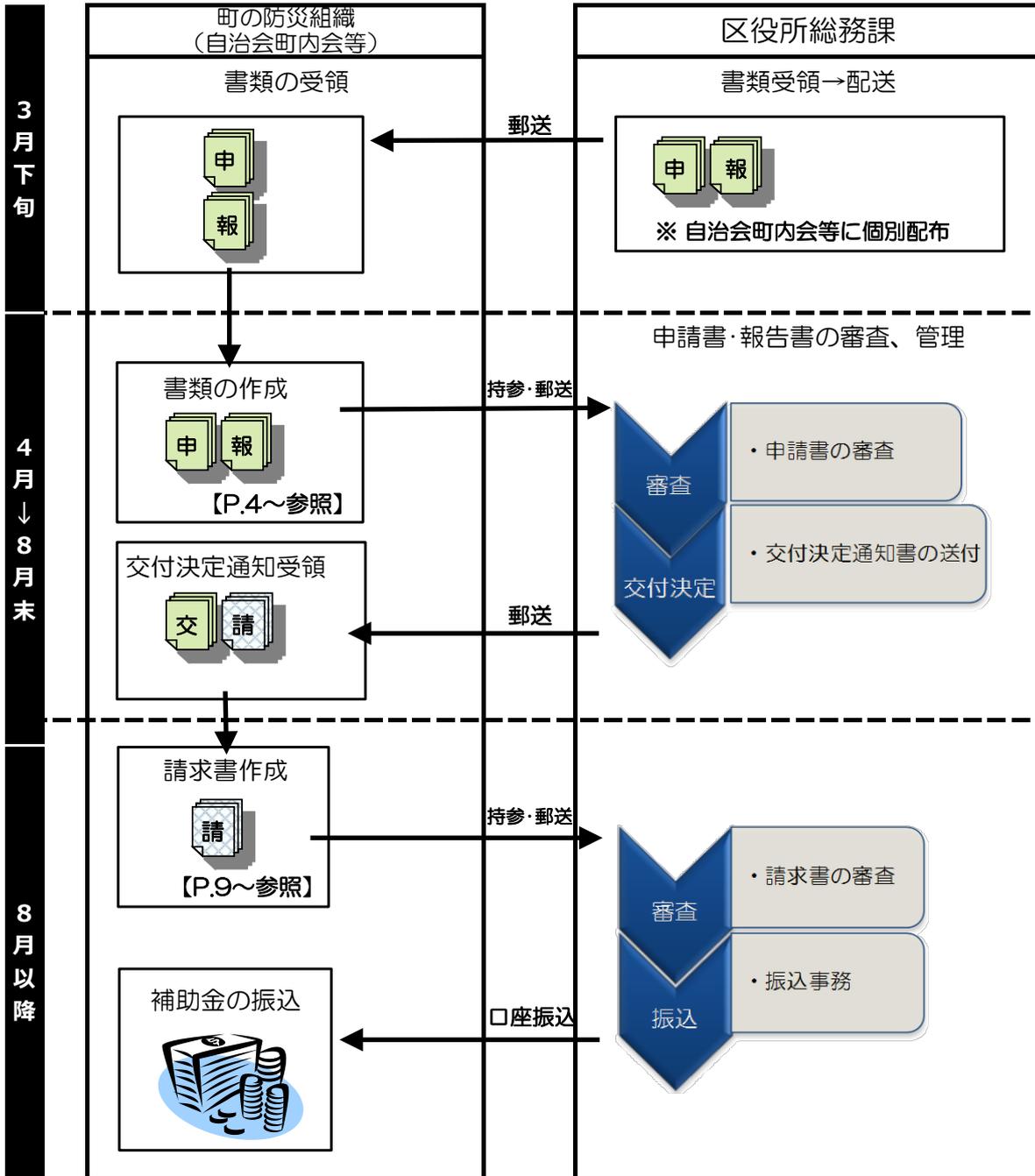
《申請・請求編》 (P. 3 ~ P. 14)

1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」・・・申請書
- ・「報」・・・報告書
- ・「交」・・・交付決定通知書
- ・「請」・・・請求書



2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条）
（申請先）
区 長

①団体名は正確に記入しましょう。

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。
※承認を得た上で「□」⇒「■」

②自署または記名（ゴム印等）のみで捺印は不要です!!

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名 港町自治会
所在地 〒 231 - 0017
中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
横浜 花子
TEL (671) 2011
代表者 危機 太郎 TEL ()
Eメール XXXXXX-XXXXX@XXXX.CO.JP

※ 申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市様令第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書/収支予算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 1,000 世帯 (4月1日現在)
※申請世帯数は応報配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画 (年4月～ 年3月実施事業)】

事業項目	活動内容(複数選択可)	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	65,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
食料・資機材等の購入	品目 数量 品名 数量	
	水缶缶詰 30箱 ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。
「検討中」など曖昧な表記は認められません。

⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただけます。ご注意ください。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。

⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。

⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

収支予算書及び事業計画書との整合

＜収支予算書＞

		区名	整理番号
		中区	×○△■

成 ○△年度 収支予算書
港町自治会

○会計年度 自平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,266,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
防犯灯 12 灯 × 2,200 円	
町の防災組織活動費補助金	160,000
160 円 × 1,000 世帯	
3 広報配布謝金	97,554
17 円 (印刷および 9 月 + 年の次期 8 月) × 配布部数 426 × 12 月号 = 86,904 議会だより 6,816 円 (4 円 × 配布部数 426 × 4 回 = 6,816) 選挙公報 3,834 円	
4 事業収入	68,300
のり紙印刷代 28,300 円 商品回収収益金 20,000 円 未開納入手数料 20,000 円	
5 寄付金、祝金等	1,000
○○大会祝儀 6,000 円 ○○寄付金 15,000 円	
6 会館使用料	2,000
租税への徴収に伴う収入 20,000 円	
その他	60,550
団体交付金・謝金 50,000 円 ○○地区からの委託料等 10,350 円	
利息・その他雑入	50 円
7 前年度からの繰入金	123,510
前年度繰越金 123,510 円	
収入合計	2,141,364

○支出の部

項目	予算額	摘要	
1 会議費	80,000	80,000 円	
2 事務費	65,000	備品什器購入代 40,000 円 消耗品代 10,000 円 電話代 10,000 円 送料代 5,000 円	
3 人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円	
4 会館(会場)借上料	0		
5 会館水道水費	160,000	町内多額電費代 70,000 円 町内会館がく代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円	
2 防災活動費	129,840		
3 社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000 円 子ども会活動費 50,000 円	
4 レクリエーション費	320,000	盆踊り大会費 150,000 円 運動会開催費 120,000 円 全港町大会参加費 50,000 円	
5 福利厚生事業費	140,000	敬老会開催費 80,000 円 福祉・配食サービス 60,000 円	
6 文化事業費	150,000	講演会 70,000 円 映画会 30,000 円 書道等作品展 50,000 円	
7 その他	0		
事業費 小計 ②	959,840		
補助対象予定経費①+②=③	1,544,840		
1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の清掃・点検 30,000 円	
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チラシ等作成費 5,000 円	
3	0		
4	0		
補助事業費 小計 ④	239,000		
1 会館建設・修繕積立金	150,000	修繕積立金 150,000 円	
2 交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀詞交歓会 12,000 円	
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円	
4 懇親会費	15,000	新年会 15,000 円	
5 寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 港町地区の募金 10,000 円 日本赤十字社 10,000 円	
6 予備費	107,524	予備費 107,524 円	
7 その他	0		
その他 小計 ⑤	357,524		
支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364		

◇ポイント◇
○申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額
○申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費 となります。

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員 + 減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未済の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

補助事業費	1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の清掃・点検 30,000 円
	2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チラシ等作成費 5,000 円
	3	0	
	4		
補助事業費 小計		239,000	

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
港町自治会	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり (○○公園) 定期清掃 (25日)
5月	こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃 (25日)
6月	第2回班長会 防災訓練 (14日 第二公園) 定期清掃 (25日)
7月	防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃 (25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日)
11月	定期清掃 (25日)
12月	防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日)
○◇年1月	餅つき会 (初旬) 地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃 (25日)
2月	第5回班長会 定期清掃 (25日)
3月	予算総会 定期清掃 (25日)

⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていないとなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
	<input type="checkbox"/> 見学会
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (防災パトロール)	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ
<input type="checkbox"/> その他 ()	

⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. Q&A集（申請書編）

◆ 補助対象について

Q 大きい資機材(防災倉庫・AED等)を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所(がけ地、倒木危険箇所等)を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

Q 防災士の資格取得に係る費用は対象になるのか。

A 当該年度に防災士資格を取得する場合に限り、対象となります。その際は、資格取得試験料のみでなく、資格取得に必須の教本や認証登録料等も対象です。

◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、**訂正箇所**に代表者の印が必要になりますのでご注意ください。

Q (申請書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印(〇〇会長印)の捺印をお願いします。代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいで構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。(連絡先についてはP.23をご覧ください。)

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしく願いいたします。

<参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおり訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者名	横浜 花子
	TEL (671) 2011
担当者	危機 太郎 TEL ()
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら・・・

代表者住所 〒 231 - 0017
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~1-3号~~ 4号 棟205号
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

町防 年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① 〇〇年△△月××日

② 港町自治会

③ 横浜 花子

④ 160,000 円

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

①提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②団体名は正確に記入ください。

③代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※印鑑は正確に捺印ください
正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」
「〇〇会長印」
誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④交付決定通知の金額を正確に記入してください。
【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
4 既に口座振替依頼書を提出している場合は、その記載情報と上記の請求者情報の記載に相違がないようご注意ください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

第3号様式②(町の防災組織活動費補助金交付要綱第15条第1項) <自治会町内会用>

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下部に口座情報をご記入ください。次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチヨウジチカイ カイアイタントウ カナガワ ハシコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと <small>※ 通帳に記載のとおりご記入ください。</small> 銀行 港町 支店 信用金庫 信用組合 出店所 農業協同組合 支店
預金種目	①普通 2 当座
口座番号	1234567

①正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。
記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

②代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子 

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

- 【注意事項】**
- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は補助) ※請求書と同一の印鑑を使用してください。
 - 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
 - 3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？ (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただけます。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

No. _____

第5号様式② (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(○△年△△月××日)

(請求先) 区長

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

(請求者) 港町住宅管理組合

〒 230-0017

所在地: 中区港町1-1港町住宅302号

代表者名: 横浜 太郎

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	160,000	円
<small>※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。</small>		
(フリガナ)	ミナトチョウジュウタクカンリクミアイ カイタイ サクラギ マチコ	
口座名義人	港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	横浜みなと	
預金種目	普通 2当座	
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎

【注意事項】

- 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
- 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

- ① 提出の日付を記入ください。
① 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。
 - ② 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。
 - ③ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。
【注意】請求金額欄の訂正はできません!! 新たな用紙に記入してください。
 - ④ 正確に各項目を記入ください。
【注意】口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。
 - ⑤ 代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。
【注意】印鑑は同じものを押捺してください。
- ※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳の表紙裏面等に記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ ミナトチョウジチカイカイケイタントウカナガワバラコ 様	お客さま番号 〇〇〇〇〇
店番号 〇〇〇	普通預金口座番号 0123456
定期預金口座番号	課税区分
通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日	
株式会社 横浜みなと銀行 (銀行コード: 〇〇〇〇) お取引店 港町支店	
お取引店 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇 通帳発行店 港町支店	

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに囲ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ カイケイタントウ カナガワ バラコ 団体名・氏名等 港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 信用組合 出張所 支所 農業協同組合
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどのようにすればいいの？

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- 「ジチカイ」と「ジジカイ」
- 「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- 役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- 「自治会」と「町内会」
- 「ヶ」と「ケ」
- フリガナの記載なし
- 実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- 「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- 「支店」と「出張所」の囲い間違い
- 代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- 上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- 上部と下部に押印されている印鑑が違う。

等

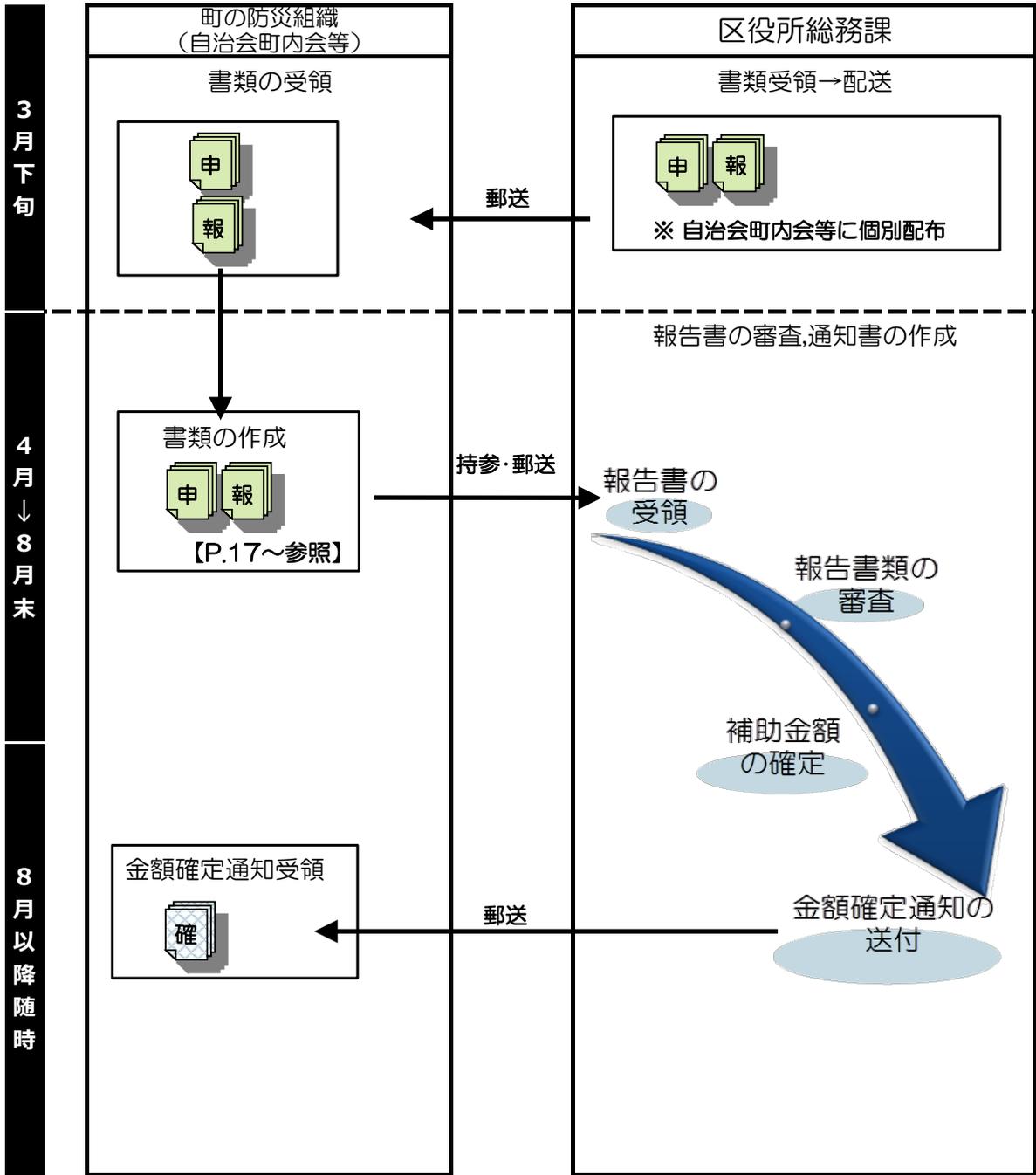
《報告編》 (P. 15~P. 22)

1. 報告事務の流れ



◇用語説明

- ・「申」…申請書
- ・「報」…報告書
- ・「確」…金額確定通知



2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

 令和7(2025)年度の会計帳簿・領収書等は2031年度までの保存が必要です。

3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第6号様式 (町の防災組織活動費補助金交付要綱第12条)
(報告書)
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイイツ港町4号棟205号
代表者	花子
TEL	2011 (671) 3456
メールアドレス	XXXXXXXX@XXXX.co.jp

① 団体名は正確に記入しましょう

② 捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

③ 事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告 (〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年度)

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

事業項目	活動内容 (複数選択可)	支出金額																
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他 ()	60,000 (円)																
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他 ()																	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他 ()	2,500 (円)																
食料・資機材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水缶詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シートルトおがみ砂</td> <td>500食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水缶詰	50箱			シートルトおがみ砂	500食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水缶詰	50箱																	
シートルトおがみ砂	500食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④ 実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤ 10万円は超えていませんか?

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※ 1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額			190,000 円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引	
160,000 円	190,000 円	-30,000 円	

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

⑥ 補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦ 「(a)前年度交付額」、「(b)支出額合計」が正確に記入されていますか?

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区名		整理番号	
○△年度 収支決算書			
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○◇年3月31日			
港町自治会			
収入の部	項目	決算額	摘要
1	会費	1,266,000	250 円 × 422 世帯 × 12 か月 (参考: 総会費料 12 べーじ、会費会員422世帯、会費免除会員4世帯) 次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A: 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員+ 減免会員) B: 活動費(事務費+事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
	地域活動推進費	298,200	
	防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
	町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯
支出の部	項目	決算額	摘要
1	会議費	80,000	80,000 円
2	事務費	65,000	備付金購入代 40,000 円 電話代 10,000 円 印刷代 5,000 円
3	人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円
4	会館(会場)借上料	0	
5	会館光熱水費	160,000	町の公営電気代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
6	会館修繕費	150,000	会館修繕工事費 150,000 円
7	その他	70,000	町防犯点検費 50,000 円 火災保険料 30,000 円
事務費 小計 ① 585,000 円			
1	環境事業費	100,000	町の清掃活動 100,000 円
2	安全、安心環境づくり事業費	129,840	交通安全対策費 30,000 円 消防防犯活動費 68,000 円 防犯・防六活動 31,840 円
3	社会教育事業費	120,000	町の施設見学 70,000 円 子ども活動費 50,000 円

ポイント

- 報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
 - 報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費
- となります。

5	寄付金、税金等	21,000	町の大会祝儀 6,000 円 町の寄付金 15,000 円
6	会館使用料	0	会館一時使用料 20,000 円
その他	団体交付金・謝金	6,350	喜望峯家祭団費 50,000 円 町民会館使用料 10,350 円
	利息・その他収入	50	利息 50 円
7	前年度からの繰入金	123,510	前年度繰越金 123,510 円
収入合計		2,141,364	
1	防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の修繕・点検・清掃 30,000 円
2	町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000 円 防災資機材購入 127,500 円 チラシ等作成費 2,500 円
4	補助事業費	0	
補助事業費 小計 ④ 0 円			
補助事業費 小計 ⑤ 239,000 円			
1	会館建設・修繕積立金	150,000	修繕費 150,000 円
2	交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀状交換会 12,000 円
3	慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円
4	振興会費	15,000	新年会 15,000 円
5	寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 港町自治会 20,000 円 町民会館 10,000 円
6	予備費	107,524	予備費 107,524 円
7	その他	0	
その他 小計 ⑥ 357,524 円			
支出合計 (③+④+⑤)		2,141,364	

収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

支出の部

1	防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の修繕・点検・清掃 30,000 円
2	町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000 円 防災資機材購入 127,500 円 チラシ等作成費 2,500 円
3			

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。

⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）



**報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 見学会



収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？…1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円を超えるため、

領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 25,000.-		
税抜金額 -- 23,810		消費税5% -- 1,190
上記正に領収いたしました。 但 水缶代として		
収入印紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△〇-55 御水缶詰パレージ株式会社 代表取締役 御水 好子	



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 60,000.-		
税抜金額 -- 57,142		消費税5% -- 2,858
上記正に領収いたしました。 但 缶詰・缶入り保存パン代として		
収入印紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白幡西町4-△〇-3 有限会社 横浜ばん 代表取締役 小麦 造郎	



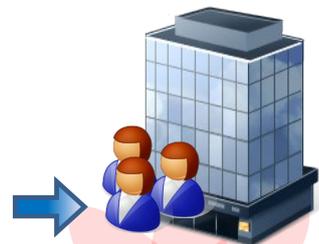
領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 37,500.-		
税抜金額 -- 35,714		消費税5% -- 1,786
上記正に領収いたしました。 但 ヘルメット代として		
収入印紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境5-△〇-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 垂玉 護	

それぞれは10万円を超えていないため、提出の必要はありません。

②一括購入



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 122,500.-		
税抜金額 -- 116,666		消費税5% -- 5,834
上記正に領収いたしました。 但 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として		
収入印紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△〇-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 四朗	



1件の金額が10万円を超えているため、領収書の写しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所**に**代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどするの。

A 現会長の名前で提出してください。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの三つを購入したら金額が10万円を超えた。領収書は必要か。

A まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円を超えたような場合には、領収書の添付は必要ありません。
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円を超えないものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課をお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしく願いいたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510)1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411)7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320)8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224)8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341)1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847)8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334)6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954)6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750)2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788)7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540)2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930)2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978)2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948)2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866)8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894)8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800)2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367)5611(直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 2011
----------	------------

(1) 横浜市のLED防犯灯について

資料 4

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
 	プレートタイプ  シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・瀬谷区地域振興課 電話045-367-5699
- ・市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① **管理番号**（**黄色のプレート**か**銀色のシール**の記載番号、「瀬谷区」の記載あり）
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等）
- ④ 不具合発生の時期（気づいた日）及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて(参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

（3）鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、令和7年度に市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え（鋼管ポール型防犯灯の再整備）のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい（約直径50cm 地中深1m）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。



自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金（申請期間4～10月）」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で300灯（電柱共架型）の予定です。
（鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。）
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和7年5月30日（金）となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

💡 令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度です。新設予定数（電柱共架型300灯）とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	令和7年度は「 <u>地域の防犯力向上緊急補助金</u> 」の利用が有利（9/10補助、上限20万円）で便利です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

自治会・町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和7年度 瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから、地域活動の円滑な運営につき、ご尽力を賜り篤く御礼申し上げます。

さて、瀬谷区では、自治会町内会及び地区連合自治会町内会で所有し維持管理する「広報掲示板」の整備費用の一部を補助する補助金制度を行っております。

つきましては、当補助金制度をご利用される場合は、下記記載の書類をご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 補助金概要

(1) 補助対象

瀬谷区内の自治会町内会及び地区連合自治会町内会

(2) 補助内容（令和7年度の変更点）

- ・補助限度額の引き上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	令和7年度補助限度額	←	現行補助限度額
新設(建替え含む)	2分の1	6万円	←	5万円
修繕		3万5千円		3万円

2 区役所に提出していただく書類（申請の際には区役所にご相談ください）

- (1) 瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 工事費見積書（写）
- (3) 掲示板設置場所の地図
- (4) 掲示板の現況写真（新設の場合は現地の写真）
- (5) （新設の場合）掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書、民地等の場合は土地使用承諾書

【裏面あり】

3 提出期限

令和7年6月30日（月）17時

4 その他（注意事項）

- （1）申請後、補助金交付決定通知書が区役所から送付されるまでは、整備を実施しないようお願いします。先に整備を実施してしまいますと、補助金交付ができませんのでご注意ください。
- （2）申請団体数が多く、補助金申請額が予算額を超過した場合には、見送らせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- （3）集合住宅等の管理組合が所有する掲示板は、当補助金の対象外となります。

担当：地域振興課地域活動係
鈴木、守屋
電話：367-5691
FAX：367-4423

地区連合町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

地域防犯自主活動に対する補助金について

瀬谷区では、区民の皆様の安全・安心に対する要望の高まりを受け、地域での自主的な防犯活動を支援するための補助金を交付しています。

今年度も引き続き、地域防犯自主活動に対する補助金をご利用いただき、地域の防犯対策に積極的にお取り組みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 補助対象団体

地区連合町内会

2 補助の内容

地域が自主的に行う防犯活動（例：防犯パトロール活動、地域防犯拠点への駐在等）

3 補助金額

1 団体 7 万 5 千円（上限）

4 補助金手続きの内容

(1) 令和 6 年度実績報告関係書類

- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業報告書（様式 6）
- ・ 補助金交付対象事業の収支決算書（様式 7）
- ・ 領収書（写）全件

(2) 令和 7 年度補助申請関係書類

- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付申請書（様式 1）
- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付対象事業の計画書（様式 2）
- ・ 補助金交付対象事業の収支予算書（様式 3）
- ・ 連合規約その他これに類するもの

5 提出期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）

6 注意事項

令和 7 年度新設の補助金「地域の防犯力向上緊急補助金」もあわせて申請される場合、対象事業、経費が重複しないように、申請をお願いいたします。

【お問合せ先】

瀬谷区地域振興課

電話：3 6 7－5 6 9 2

FAX：3 6 7－4 4 2 3

様式 1

瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付申請書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

次の事業について瀬谷区地域防犯自主活動補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び瀬谷区地域防犯自主活動補助金を遵守します。

事業の名称	
事業内容	
交付申請額	円
交付申請理由	

※ この書類及び次の添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

添付書類

- (1) 交付対象事業の計画書
- (2) 交付対象事業の収支予算書
- (3) 規約、約款その他これらに類する書類

様式 2

瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付対象事業の計画書

団体名	
事業の趣旨・目的	
実施日時又は期間	
実施場所又は地域	
事業計画	

様式 3

補助金交付対象事業の収支予算書

団体名 _____

【収 入】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

【支 出】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

瀬谷区地域防犯自主活動補助金請求書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

請求金額 _____ 円

ただし、瀬谷区地域防犯自主活動補助金として
上記の金額を請求します。

補助金は、次の口座に振り込みをお願いいたします。

銀行		支店
口座番号		
口座名義	住所：	
	氏名：	

第 8 条 〈請求者と振込先名義人が異なる場合〉

補助金は、上記の口座に振り込みをお願いいたします。

請求者(代表者)氏名 _____ 印

(留意事項)

受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。
なお、請求行為を委任する場合は、任意の様式により委任状を提出してください（請求書の押印は省略できません）。

様式 6

瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業報告書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

年 月 日瀬地振第 号で交付決定の通知を受けた瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業の名称	
補助金交付額	
補助金支出額	
実施日又は期間	
事業の実施内容	

※ この書類及び次の添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

- 1 添付書類
 - (1) 収支決算書（様式7）
 - (2) 領収書の写し

様式 7

補助金交付対象事業の収支決算書

団体名 _____

【収 入】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

【支 出】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

1 趣旨

市内 3 か所、118 団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市 Web ページに公開をしましたので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲事業者ブースで説明を受ける自治会町内会の様子

3 実施状況の報告

(1) 参加団体等

118 団体（参加者数 168 人）、連携事業者 15 者

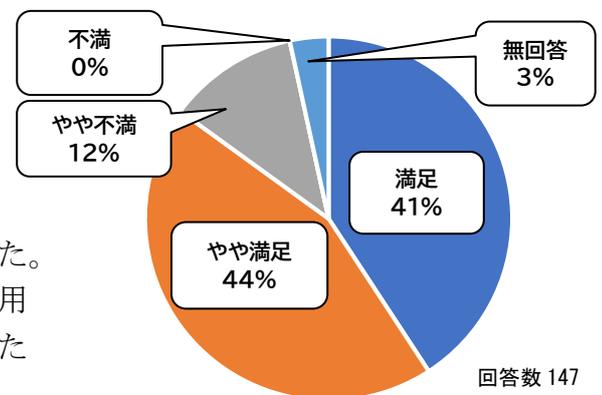
(2) アンケート結果（回収数 147）

・展示・相談会の満足度

85%の方が「満足」「やや満足」にご回答いただきました。

・主なご意見

- ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
- ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用方法や費用が様々なので、自分たちに合ったものを探したい。
- ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度（アンケート結果）

4 当日の資料・動画等

市民局 Web ページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール（例：スマートフォンや LINE など）に関する講習会をしていただける活動団体（費用負担が生じる場合あり）の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

横浜市 自治会町内会 DX

検索

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICTを活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の現状（組織数や加入率など）

(2) 事例紹介

事例1 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会DXの実現に向けて」(LINEを活用した情報伝達)

事例2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

事例3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッシュレス決済導入で集金の負担を軽減」

（「エンペイ」を利用した会費集金）

(3) 自治会町内会活動への補助制度（主な補助制度を掲載）

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1、2については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



<新規事例紹介>



自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827 団体

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

4 回答期限

令和7年5月7日(水)

5 回答について

(1) 御回答は原則として、自治会町内会長をお願いします。

※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。

(2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



↑アンケートの
二次元コード

<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧（個人向け）」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

7 スケジュール（参考）

3月末	各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙等を送付します。
5月7日	提出期限までに御回答・御提出をお願いします。
6～10月	調査集計・分析
11月以降	自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当：川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会アンケート

アンケートのご回答にあたってのお願い

- ◎ この調査票のご回答は、(原則) 自治会町内会の会長にお願いします。
- ◎ この調査は自治会町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会の活動に対する本市の施策の参考資料とすることを目的としています。
- ◎ 提出にあたっては、総会などを開き自治会町内会として決議する必要はありません。
- ◎ 全ての項目にご回答をお願いします。
- ◎ 設問によって、(1つに○) (全てに○) といった、ことわり書きを付していますので、ご注意ください。また、次にご回答いただく項目を示している場合は、それにしたってください。
- ◎ アンケート実施期間：令和7年3月～令和7年5月

アンケート回答期限：令和7年5月7日(水) ※郵送の場合もこの日までに投函してください。

回答方法

◆スマートフォンによる電子申請

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページよりご回答ください。積極的なご活用をお願いいたします。



↑二次元コード

◆パソコンによる電子申請

① 「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページよりご回答ください。

横浜市電子申請・届出システム

検索

② 「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202d-bb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

◆紙でのご提出

同封の返信用封筒をご使用ください。

調査主体：横浜市 市民局 地域活動推進課 (〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10)

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

※自治会町内会名が分からない状態で集計し、結果は公表させていただきます。

区	自治会町内会名
所属する地区連合名(※地区連合に加入している場合のみ)	
自治会町内会の区域(エリア)について、1つに○をしてください。	
① 町・丁を単位とするなど地域を区域 ② 団地を区域 ③ マンションを区域	

市民局・区役所が記入・使用します

NO.

カ 耐震対策について	① 新築時から耐震基準を満たしている ② 耐震補強工事を実施済みである [年度] ③ 今後、耐震補強予定である [年度] ④ 耐震基準を満たさないが、 <u>資金不足のため</u> 補強工事予定はない ⑤ 耐震基準を満たさないが、 <u>建替えのため</u> 補強工事予定はない ⑥ 耐震基準を満たしているかは <u>不明</u> （耐震診断未実施等） ⑦ その他（ ）
キ 脱炭素化について	① 省エネ設備導入済みである （設備名：ア LED照明 イ エアコン ウ 断熱窓 エ 太陽光発電） ② 省エネ設備導入に向け検討中 ③ 省エネ設備導入の予定なし （理由： ）

(3) 今後の会館に対する考え方について、該当するもの全てに○をしてください。
 （会館整備の予定があれば、整備予定年度も記入してください。）

＝会館がない自治会町内会＝

- ① 会館はなく、建設・購入予定もない（地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースを利用など）
- ② 会館はないが、今後、新築（購入）を予定 [年度]

＝会館がある（賃借を含む）自治会町内会＝

- ① 会館はあるが、整備（建替え、修繕等）の予定はない
- ② 会館はあるが、今後は地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースの利用に転換していく予定
- ③ 会館があり、現会館の建替え、修繕等の整備を予定

（下表に整備内容・年度を記入してください（あてはまるもの全て））

整備内容	ア 新築・購入 ・建替え	イ 増築	ウ 修繕	エ 耐震改修	オ その他改修
整備年度	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]

(4) 地区連合町内会館がありますか。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

- ① あり ② なし → 3にお進みください。

(5) 地区連合町内会館の概況等について、該当するものに○をしてください。

また、[]内には数字をご記入ください。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

ア 所在地	_____ 区 _____
イ 種別	① 戸建て ② 建物の1室（合築含む）
ウ 構造	① 木造 ② 鉄骨造 ③ 鉄筋コンクリート造 ④ その他（ _____ ）
エ 築年数	築 [_____] 年 または [_____] 年建築

6 自治会町内会のデジタル活用状況について

自治会町内会で導入（活用）しているデジタルツールについて、該当するもの全てに○をしてください。

- ① 役員間での LINE を用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ
- ③ 自治会町内会のインスタグラム
- ④ 自治会町内会の LINE 公式アカウントの開設
- ⑤ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名： _____）
- ⑥ キャッシュレス決済サービスの利用（例：PayPay 等）
- ⑦ その他のツール（ _____）
- ⑧ 導入していない（理由： _____）

7 自治会町内会への加入に向けての取組について

(1) 未加入者（新たに引っ越しをしてきた方を含む）に対する加入の勧誘について、実施しているもの全てに○をしてください。

- ① 訪問して勧誘
- ② パンフレットなどをポストへ投函
- ③ お祭りやイベントのときにパンフレットなどを配布
- ④ 行っていない → (2) へお進みください。
- ⑤ その他（ _____）

(2) (1) で「④ 行っていない」に○をされた方にお伺いします。
行っていない理由として該当するもの全てに○をしてください。

- ① 勧誘を行う人手が不足しているから
- ② 学生などの単身世帯が多く、加入に結び付かないと思うから
- ③ 加入に際しては、相手からの申し出が大切だと思うから
- ④ 現状の会員数が適当と思うから
- ⑤ 市役所、区役所が実施してくれているから
- ⑥ その他（ _____）

(3) 加入をしない（断られる）理由として聞いている項目全てに○をしてください。

- ① 人づきあいが面倒、おっくうだから
- ② ほとんど家にいない、活動に参加できないから
- ③ 班長や役員をやりたくないから
- ④ 会費を払いたくない、会費の負担が大きいから
- ⑤ 何をしているのか分からない、加入メリットが分からないから
- ⑥ 引っ越し予定があるから、学生又は単身だから
- ⑦ 近所の知り合いが加入していないから
- ⑧ その他（ _____）

(4) 自治会町内会への加入に向けて、行政の支援として有効と考えられる項目
全てに○をしてください。

- ① 転入者への自治会町内会活動の周知
- ② 転入者への自治会町内会連絡先の提供
- ③ 地域住民への自治会町内会活動の周知
- ④ 自治会町内会へのマンション建設の情報提供
- ⑤ 不動産、住宅建築業界への協力要請
- ⑥ ホームページ開設などの自治会町内会情報発信の支援
- ⑦ その他 ()
- ⑧ 支援は不要

(5) 加入の勧誘にあたって、課題となっていることがありましたら、ご記入ください。

(6) 加入世帯を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

8 自治会町内会の特徴的な活動について

自治会町内会で行っている特徴的な活動がありましたら、ご記入ください。

9 行政からの依頼事項について

(1) 行政からの依頼についてお答えください。

- ① 負担だと感じるものがある
- ② それほど負担ではない → (3) へお進みください。

(2) (1) で ①負担だと感じるものがある に○をされた方にお伺いします。
最も負担を感じるもの1つに○をしてください。

- ① 行政からの情報周知 (回覧・ポスター掲示)
- ② 委嘱委員の推薦
- ③ 選挙 (従事者の推薦・投票所従事)
- ④ 国勢調査 (調査員の推薦など)
- ⑤ 行事の出席依頼
- ⑥ 広報の配布
- ⑦ その他 ()

(3) 行政からの依頼についてご意見がありましたら、ご記入ください。

10 自治会町内会活動に関するご意見などを、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

----- アンケートはここまで -----

【自治会町内会のお役立ち情報】

本市 HP に、自治会町内会への加入促進等に役立つ情報を掲載しています。

◆講習会(事例発表)YouTube 動画(LINE などの情報周知活用方法)

◆活動事例集「ハマの元気印」(過去の様々な事例をご紹介)

◆加入促進チラシ・ポスター(ダウンロードの上ご活用可能！)

本市HP(自治会町内会への加入促進ページ)URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



↑二次元コード

是非、ご覧ください！



←事例の一部

2025年4月15日(火)営業再開

リニューアル オープンイベント!

横浜市瀬谷スポーツセンター

後援：瀬谷区役所

春

2025年 4月27日

開催時間：9:30~16:30 **Sunday**

その1

子どもから大人まで
1日満喫できる♪

その2

このイベントだけの
企画が盛りだくさん☆

その3

通常料金よりお得に
教室体験可能!

イベント スケジュール

様々なプログラムをご用意しております!
詳細はチラシ裏面をご覧ください。

Pick Up!

第1体育室

10:00~11:00 かけっこ教室①
11:30~12:30 かけっこ教室②
14:30~16:15 教室・サークル発表会

第2体育室

9:30~12:30 かんたんフレイル予防測定
13:00~14:30 ピックルボール体験①
15:00~16:30 ピックルボール体験②

ロビー

10:00~16:00 ボルダリング体験会

教室体験

10:00~10:45
ベビーヨーガ
11:10~12:00
コア★コンディショニング
12:20~13:10
アクティブシニア体操

研修室

科学捜査体験

1部 10:00~11:30
2部 13:00~14:30

かけっこ教室講師紹介

はせがわ だいご

長谷川 大悟 選手

陸上競技・三段跳び種目の現役選手。
伊藤超短波所属。リオ五輪日本代表。
横浜市出身オリンピック!
楽しく、速く、走る方法を伝授します!!

三ツ境駅
からバス乗車

下車後
徒歩 **1分**

横浜市瀬谷区
南台2-4-65



瀬谷スポーツセンター 受付時間：9:00-20:00(月~土)

7:30~20:00(日)

☎ 045-302-3301

定休日：毎月第2月曜日



瀬谷スポーツセンターは4月15日(火)に営業を再開いたします。

再開前のお問い合わせ時間は9:00~17:00(月~金)にお願いいたします。※4月14日(月)は休館日

各プログラムのご案内

申込方法

電話または来館

申込期間: 4月1日(火)~4月20日(日)※先着順
 支払期間: 4月7日(月)~4月20日(金)9:00~16:00
 ※4月12日(土)~14日(月)は休館の為、申込・支払はできません。

かけっこ教室
 講師: 長谷川大悟氏

時間	①10:00~11:00 ②11:30~12:30	定員	各50名
対象	①小学1~2年生 ②小学3~6年生	料金	1,000円
申込方法	事前申込※定員に達していない場合当日先着受付		

リオ五輪出場の陸上選手、長谷川大悟さんをお招きし
 楽しく速く走る方法を伝授します！
 これでもかかってが楽しくなること間違いなし☆

ピックルボール体験
 協力: 神奈川県ピックルボール協会

時間	①13:00~14:30 ②15:00~16:30	定員	各14名
対象	小学生以上 ※小学2年生以下は保護者の同伴必須	料金	500円
申込方法	事前申込※定員に達していない場合当日先着受付		

テニス?バドミントン?卓球?
 いま大注目のラケットスポーツ、ピックルボール!
 新感覚を体験してみませんか?
 ※保護者の方も一緒に体験する場合は参加料が別途必要になります

科学捜査体験

時間	①10:00~11:30 ②13:00~14:30	定員	各20名
対象	小学生以上 ※小学3年生以上は保護者の同伴必須	料金	1000円 材料費(700円)含む
申込方法	事前申込※定員に達していない場合当日先着受付		

元警察関係職員の方を講師にお招きし
 指紋捜査、血痕判定など
 刑事ドラマでおなじみの鑑識体験ができます♪
 ※保護者の方も一緒に捜査に参加する場合は参加料が別途必要になります

教室体験① ベビーヨーガ

時間	10:00~10:45	定員	15組
対象	生後4カ月~1歳6カ月 までのベビーと保護者	料金	500円*
申込方法	事前申込※定員に達していない場合当日先着受付		

赤ちゃんは夜泣きやぐずりが軽減。
 ママは骨盤調整や肩こり・腰痛の緩和につながります。
 父子での参加もOK! 親子の絆も深まりますよ!
 *託児を希望される方は参加料+500円

教室体験② コア★コンディショニング

時間	11:10~12:00	定員	30名
対象	16歳以上	料金	500円*
申込方法	事前申込※定員に達していない場合当日先着受付		

テニスボールなどで体をほぐし、ストレッチで柔軟性を高め、
 動きやすい体に整えた後ピラティスやヨガの動きで
 コア(体幹)を強化! 体のバランスを整えます★
 運動が苦手な方、体が硬い方でも大丈夫! 男性もぜひ!
 *託児を希望される方は参加料+500円

教室体験③ アクティブシニア体操

時間	12:20~13:10	定員	35名
対象	60歳以上	料金	500円
申込方法	事前申込※定員に達していない場合当日先着受付		

ステップ台の昇降運動をリズムに合わせて楽しく行うなど、
 健康づくりにオススメのプログラムです!

かんたんフレイル予防測定
 協力: MAQUP(メークアップ)

時間	①9:30~ ②10:30~ ③11:30~	定員	各回35名
対象	55歳以上 ※55歳未満の方はご相談ください	料金	500円
申込方法	事前申込※定員に達していない場合当日先着受付		

フレイルを予防して健康寿命を延ばしましょう!!
 まずはお身体の状態を測定してみませんか?
 簡単な体力測定を実施し、体内年齢を算出します。

バーチャルスポーツ体験
 協力: TANOTECH株式会社

時間	9:30~12:30 ※最終受付12:20	定員	なし
対象	どなたでも	料金	100円/日 ※フレイルチェックに参加した方は無料
申込方法	当日受付		

さまざまなバーチャルスポーツで
 楽しく身体を動かしましょう!
 ゲームと侮ることなかれ。高得点を目指しましょう!

ボルダリング体験

時間	10:00~16:00 ※最終受付15:45	定員	なし
対象	3歳以上	料金	300円/日
申込方法	当日受付		

イベントだけの限定ウォールがスポセンに登場!
 子ども大人も楽しくボルダリング★
 ※運動靴でご参加ください(革靴、サンダル、裸足等NG)

教室・サークル発表会 時間: 14:30~16:15

瀬谷スポーツセンターで活動する太極拳、フラダンス、
 うたごえ広場、チアダンスの皆様がイベントを盛り上げてくれます!!
 特別ゲスト・瀬谷区民踊協会さんと一緒に“花博音頭”を踊りましょう♪

受付開始時間: 各プログラム20分前より受付
 準備物(研修室は除く)
 運動に適した服装・飲み物・タオル・室内シューズ

トレーニング室 利用者特典

当日トレーニング室をご利用の方
先着100名様(希望者)
 お得なポイントカードを
 配布いたします!

イベントタイムテーブル

	9:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
第1体育室		かけっこ①	かけっこ②					教室・サークル発表会
第2体育室		かんたんフレイル予防測定			ピックルボール①			ピックルボール②
			バーチャルスポーツ体験					
第3体育室		教室体験①	教室体験②	教室体験③				
研修室		科学捜査体験①			科学捜査体験②			
ロビー		ボルダリング体験						
		託児スペース						
トレーニング室	終日通常利用							

託児つきプログラムのご案内

託児申込〆切
4月20日(日)



ベビーヨーガ
 コア★コンディショニング

上記2プログラムへの参加中は
 保育士が責任をもって
 お子さまをお預かりします!
 安心してレッスンにご参加ください。
 お申込は必ず**事前申込**を
 お願いいたします!!
 ※参加料と別途託児料(500円)が必要です。

イベント参加にあたっての注意事項

- ・定員のあるプログラムは、定員になり次第受付を締め切らせていただきます。
- ・既定の人数に達しない場合はプログラムを開催しない場合があります。
- ・事前申込プログラムは瀬谷スポーツセンターへお電話、来館にてお申し込みください。
- ・期間内にお手紙がない場合は当選無効(自動キャンセル)となります。
- ・期間内のお支払いが困難な場合は、瀬谷スポーツセンターまでご連絡ください。
- ・ご本人の都合によるキャンセルの場合、一度納めた参加料は原則返金できませんのでご了承ください。
- ・複数回実施のプログラムへは一人様1回のご参加となります。
- ・妊娠中や疾患のある方は、必ず医師に相談の上、ご参加ください。
- ・イベント中、広報・記録用に写真を撮影いたします。撮影した写真は社内外の広報(HPやSNS等)に使用場合がございます。掲載不可の方はスタッフへお申し出下さい。
- ・駐車可能台数に限りがあります。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

<個人情報の取扱いについて>

- 1 「事業者の名称」公益財団法人横浜市スポーツ協会
- 2 「個人情報の利用目的」ご記入いただいた個人情報は、教室・イベントの参加結果のご連絡、事業の安全・円滑な実施(緊急時連絡、保険対応、出欠簿、健康状態の把握等の参加者管理)、当協会事業のご案内、お客様アンケートに必要な範囲で利用します。
- 3 「個人情報の第三者提供について」ご記入いただいた個人情報は、第三者へ提供することはありません。
- 4 「個人情報の取扱いの委託について」ご記入いただいた個人情報の取扱いについて、事業の必要性により、利用目的の範囲内で業務の全部、又は一部を外部に委託する場合があります。
- 5 「個人情報の開示及び問合せについて」当協会が保有する個人情報の利用目的の通知、開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止に際する窓口は、7の問合せ先と同じです。
- 6 「個人情報を提供いただけない場合の取扱い」必要事項をご記入いただけない場合、お申込みできません場合があります。
- 7 「当協会の個人情報取扱いに関する苦情、相談等の問合せ先」個人情報保護管理責任者:公益財団法人横浜市スポーツ協会 事務局 局長 お問合せ窓口:総務部総務課 電話045-640-0011 FAX045-640-0021

令和7年2月1日 リリース！！

神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」

かながわ



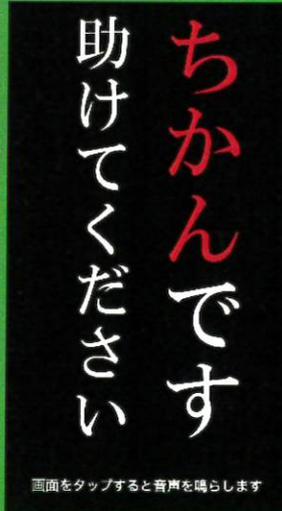
ポリス

【ピーガルくん安全メール】



不審者情報、犯罪情報など地域住民の方の安全に係る情報を配信している「ピーガルくん安全メール」の内容が見られます。地図機能で不審者情報等の場所も確認することができます。

【痴漢撃退機能】



スマートフォンの画面表示により、被害にあっている方が周りの人に助けを求めることができます。また、周りの人が被害にあっている方に助けが必要か確認することもできます。※警告音を鳴らすこともできます。

【犯罪・特殊詐欺情報】



ひったくり、自動車盗などの犯罪情報や、特殊詐欺の発生情報を地図上において確認することができます。また、過去の発生情報についても、期間を指定して確認することができます。



【防犯ブザー機能】



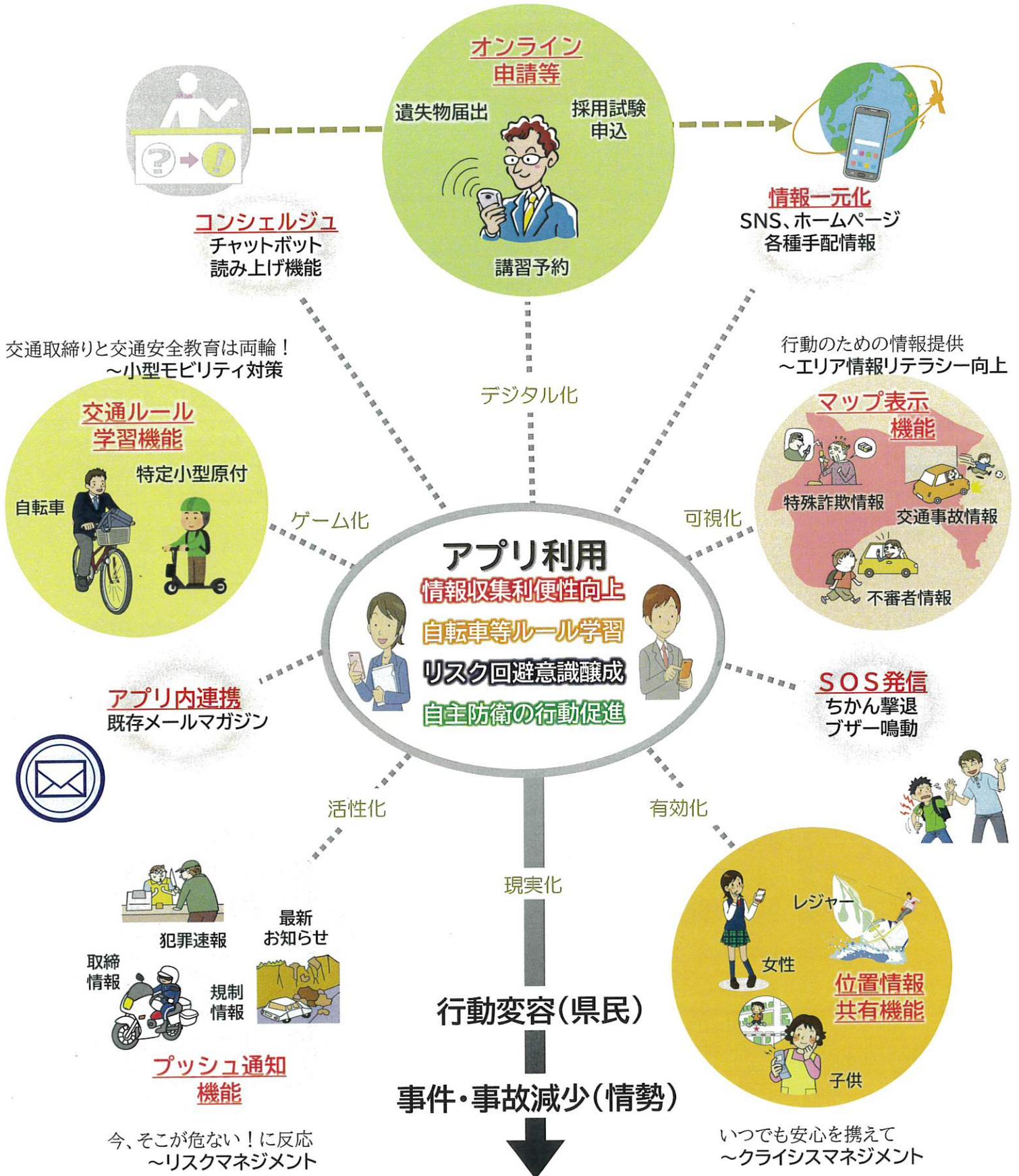
画面上の操作で、音により不審者への威嚇や、周りの人に危険を知らせることができます。また、110番通報ボタンにより、警察に通報することもできます。

アプリのダウンロードはこちらから！ ➡



アプリ構成図

行政手続の利便性～将来を見据えたデジタル化窓口



安全・安心な地域社会の実現

令和7年3月18日

自治会町内会長 様

瀬谷区防犯協会
会長 大柴 正清

県防犯協会機関紙「防犯かながわ第164号」の送付について

春暖の候、自治会町内会長様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、地域における防犯活動に積極的な御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県防犯協会連合会が発行している「防犯かながわ第164号」を貴自治会町内会において、各役員・各種団体等の皆様に御一読いただきますよう5部送付させていただきますので、地域の防犯活動等の参考としてください。

なお、ご希望の自治会町内会につきましては、ご希望の部数をお送りさせていただきます。

(担当) 瀬谷区防犯協会事務局 濱下
住所： 瀬谷区二ツ橋町213-1
瀬谷警察署 生活安全課内
電話/FAX： 366-2110

◆◆ 賛助会員(敬称略) ◆◆

会員への参加をお待ちしております。

IKS インベストメント株式会社	神奈川県流通福祉防犯協力会
一般社団法人神奈川県警備業協会	株式会社 アビバ
神奈川県金融機関防犯連絡会	株式会社たいよう共済神奈川支店
神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会	株式会社 ネエチア
神奈川県自転車防犯協会	株式会社 ホリデン
神奈川県石油業協同組合	公安警備保障株式会社
神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会	サンエス技研株式会社
神奈川県タクシー防犯協会	神静明治牛乳販売事業協同組合
神奈川県中古自動車販売商工組合	スーパーD'ステーション上永谷店
神奈川県福祉共済協同組合	スーパーD'ステーション座間店
神奈川県防犯工業会	スーパーD'ステーション平塚駅前店
神奈川県防犯セキュリティ協会	東京ガス株式会社
神奈川県遊技場協同組合	東京キリンビバレッジサービス株式会社
神奈川県理容生活衛生同業組合	那賀都工業株式会社
神奈川県福祉事業協会	中日本高速道路株式会社 横浜保全・サービスセンター
神奈川県防犯連絡会	松本徽章株式会社
有限会社港北冷機設備	フ ラ ッ ツ 加 山

相川文五郎	上原由美子	小野沢良雄	小森 忠由	高木 正俊	菱沼 和幸	本橋 孝
石井 正禮	上山 敏明	笠原 勝利	近藤 千春	高橋 陽一	福井 隆	森 逸雄
一戸 貞壽	浦野 一吉	金子 裕	齋藤 忠生	武田 裕	古屋 慶明	八木 克之
稲垣 通孝	榎本 政幸	川島 武俊	佐藤 龍樹	田中 稔	松澤 孝郎	山上 寿美
井上 康久	大沢 弘光	濃沼 誠	佐藤 裕之	辻村 法隆	松下 智和	山地 友恵
井上由起子	大野さつき	小嶋由起子	座間 幹夫	永井 好久	ミスターTK	山田 孝一
岩澤 吉久	岡 道子	小菅 陽子	柴 茂	長島 憲一	ミスターYJ	
岩嶋 伸幸	小川喜久雄	小玉 徹	末吉 一夫	久枝 悠人	箕輪 裕治	
上田 滋	尾崎 俊朗	小西 確	鈴木 博文			

現在の賛助会員の皆様を紹介させていただきました。

賛助会員ご入会のご案内

(公社)神奈川県防犯協会連合会では、「犯罪のない明るい町づくり」を目的として、警察をはじめ関係機関、団体等と緊密な連携の基に、県民の防犯意識の高揚と積極的な自主防犯対策を推進しております。その事業活動に必要な財源は、上記の賛助会員様等によって運営しております。安全で安心な住み良い地域社会づくりの推進を理解し、事業活動に賛同していただける個人、団体、企業様の賛助会員への入会をお願いしております。どうか皆様のご支援をお願いいたします。

お問い合わせ先:(公社)神奈川県防犯協会連合会事務局 電話045-641-4344

年会費(入会金不要)・寄付金

団体・企業：1口 1万円 3口以上 個人：1口 5千円 1口以上
 寄 付 金：随時受付

納入した会費や寄付金は、課税優遇措置の対象となります。



防犯かながわ

横浜市中区山下町 75-6
 警 視 会 館 3 F
 神奈川県防犯協会連合会
 電話 045(641)4344番
 FAX 045(641)1655番

164号
 2025年3月1日

警察官をかたった詐欺

急増中!

あなたの口座が犯罪に使われている
 あなたも共犯者として逮捕される



保険金を振り込めば逮捕されない

こんな電話は…サギ!

- 警察官、官公庁や金融機関職員などを装った犯人から、
- 預金口座がマネーロンダリング等の犯罪に使われている
 - 逮捕状が出ている
 - 無実を証明するために保証金を振り込んで
- などと言われ、現金やキャッシュカード等をだまし取られる被害が増えています。

特殊詐欺被害の発生状況(令和6年中 暫定値)

認知件数：1,999件(1日当たり約5件)
 被害額：約65億5,800万円(1日当たり約1,790万円)

犯人は警察官や金融機関職員を装ってダマしてきます！
知らない人に現金やキャッシュカードを渡してはいけません！



電話でお金やキャッシュカードの話が出たら詐欺です！
不審な電話は家族や警察に相談を！ 神奈川県警察

このチラシを見た方は今すぐ電話を**無償でブロック**！

国際電話番号を使った詐欺が急増しています！

海外からの着信が必要ですか？
下記番号に連絡して、すぐに
犯人と会話をしない対策を！



国際電話不取扱受付センター
0120-210364

オペレーター案内：平日午前9時～午後5時 自動音声案内：平日、土日祝24時間
※一部、回線によっては取扱いできない場合があります。
海外からの着信を拒否するだけでなく、海外への発信もできなくなります。

神奈川県警察

「自転車盗難防止ポスター」公募

自転車の盗難防止について、公益社団法人神奈川県防犯協会連合会は、防犯対策を推進するため、神奈川県自転車防犯協会等と連携を図り、小中学生の「防犯ポスター」を公募(締め切り6月末日)します。
※問合せは県防犯協会連合会または各地区防犯協会まで

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

大切な命を乗せている自転車です。整備・点検し、そして...TSマーク付帯保険に入ろう。

問合せ先 神奈川県自転車防犯協会 TEL045-311-6168 <https://www.kanajibou.jp>

令和6年秋 藍綬褒章(防犯功績)受章者

おめでとうございます。これからもご健勝で御活躍ください。

高木 正俊 様

神奈川県防犯協会連合会 副理事長

防犯自販機が街の安全を見守ります

「みんなでつくろう 安心の街」

この自販機の売り上げの一部は県内の防犯活動支援に活用されます。

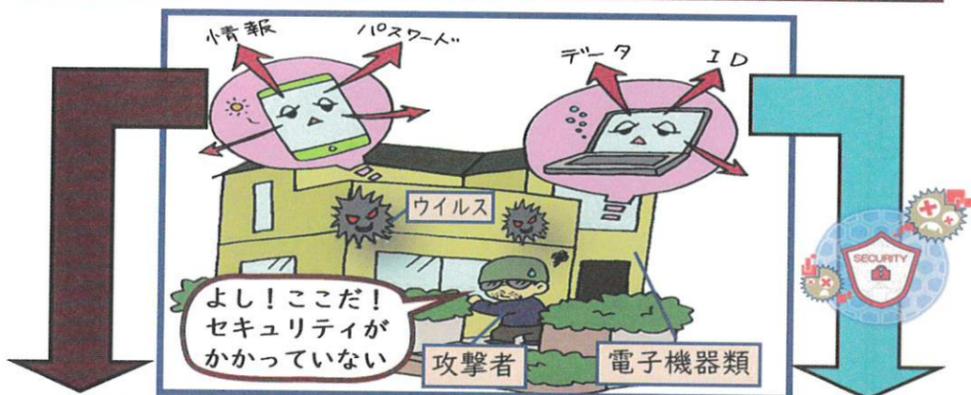


■御支援いただいている皆様を御紹介します■(敬称略)

- ・宇佐美商事(株)
- ・菅野信康
- ・那賀都工業(株)
- ・神奈川県遊技場協同組合
- ・静岡中央銀行横浜支店
- ・中野義一
- ・神奈川県都市交通(株)
- ・菅谷由芳子
- ・マルワ工業(有)
- ・(株)ホリデン
- ・逗子市防犯協会
- ・山下直樹
- ・(株)リビングプロシード
- ・東京キリンビバレッジサービス(株)
- ・読売センター瀬谷いずみ
- ・(株)ロジ・テクトーシン
- ・土志田建設(株)
- ・読売センター長津田

防犯活動支援自販機の設置については公益社団法人神奈川県防犯協会連合会へご連絡を! 045-641-4344

情報セキュリティ対策を忘れないで!!



対策をしていない場合



対策をしている場合



CHECK!! 詳しい内容は県警ホームページをご覧ください。
https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/cyber_hanzai/mesd7034.html

神奈川県警察 サイバーセキュリティ対策本部

インターネットは全世界とつながります。
 安全に使うための対策をとりましょう。



闇バイトは「犯罪実行者」の募集!

加担すれば人生の破滅



こんなバイトに注意!

- #高収入 #即日払い
- #運ぶだけ #渡すだけ
- #ホワイト案件

甘い言葉であなたを誘い匿名性の高いアプリへ誘導して個人情報を送らせます。

迷わず警察に相談!

#9110

警察相談ダイヤル

闇バイトに応募して自分や家族に対する脅迫を受けても犯罪を犯す前に警察に相談してください。



闇バイトは犯罪

絶対に手を出さない



神奈川県安全安心な街に



神奈川県警察×横浜ビー・コルセアーズ×神奈川県

防犯活動に役立つ情報入手しよう！

神奈川県警察では、防犯活動に役立つ情報を「ピーガルくん安全メール」、「Yahoo!防災速報」、「X (旧Twitter)」等を通じて配信しています。
 また、「神奈川県警察公式YouTube」では、特殊詐欺や防犯などをわかりやすく解説した動画を配信しています。ぜひご覧ください。



ピーガルくん安全メール
 子供や女性を犯罪から守るための情報を配信しています。

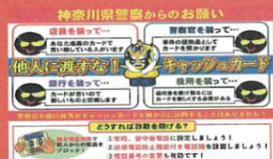


Yahoo!防災速報
 災害情報の他、防犯情報も配信しています。



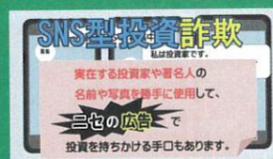
犯罪抑止対策室X (旧Twitter)

防犯に関する情報を幅広く配信しています。



神奈川県警察公式YouTube

防犯などの警察広報に関する動画を配信しています。



ご存じですか？ SNS型投資詐欺



電車内における痴漢・盗撮対策について



平川そよ花さんによる自転車盗被害防止



「神奈川県迷惑行為防止条例」の一部が変わります！

令和7年5月1日施行
客引き等の規制が強化されます！
 ～主な改正点は下記のとおりです。～

- 1 誘引、客待ち行為に対する規制の強化**
 社交飲食店等の誘引、客待ち行為に対し、警察官が中止命令を行います。
- 2 売春類似行為目的による客引き等の規制の強化**
 行為者は、性別に関係なく規制の対象になります。
- 3 居酒屋やカラオケ等の客引き等の規制**
 客引き、誘引及び客待ち行為が規制対象となります。
 (罰則なし)



- 県下では悪質な客引きによるぼったくりやトラブル等が発生しています。繁華街を利用する際には悪質な客引き等に注意しましょう！
- 飲食店等で働く際には、客引き等の迷惑行為をしないようにしましょう！

県警ホームページ



詳細はこちらから

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

大麻事犯で検挙された人の約15.1%が20歳未満です！

薬物に対する正しい知識を！！



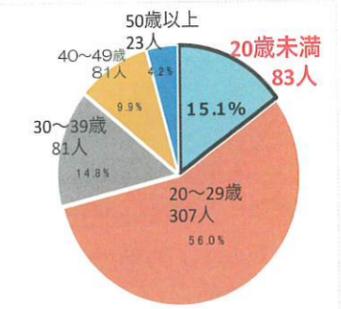
リンゴちゃん物語
 ～大麻の誘惑に先輩が・・・～



動画の続きはこちらから



動画を観て正しい知識を身につけてください



県内の大麻事犯による検挙人員 (令和5年中)

脳への影響

一度ダメージを受けた脳は、薬物を使う前の状態に戻らなくなってしまいます。
 特に成長期にある未成年の脳は、成人に比べ影響を受けやすいため注意が必要です。

「イヤだ!」と断る勇気!

- ・違法じゃない!
- ・体に害はない!
- ・みんな、やってるよ!
- ・痩せられる! 肌がキレイになる!
- ・イライラがなくなる!



いつもの生活ができなくなる!

- ・幻覚・妄想
- ・運動機能の低下
- ・感情のコントロールがきかない (社会的不適応・人格障害)
- ・薬物による効果を強く求める (依存症)



家族や友人を失う!

- ・車の速度超過による人身事故
- ・家族へ殴り掛かり死亡させる



ユーステレホンコーナー (少年相談窓口)

TEL 0120-45-7867 (フリーダイヤル)
 TEL 045-641-0045
 FAX 045-641-1975
 受付時間 平日 (月～金) 8時30分～17時15分
 【土日、祝日、年末年始を除く。】

困ったらご相談を

神奈川県警察本部 少年育成課

瀬谷区青少年指導員連絡協議会

瀬谷青指だより

青少年指導員は、子どもたちが健やかに成長できるよう、地域ぐるみでより良い環境をつくる推進役です。

瀬谷区では、自治会・町内会から推薦された約135名の青少年指導員が活躍しており、子どもたちが楽しみながら成長できるレクリエーションイベント、安全安心な環境づくりのためのパトロールやあいさつ運動など、地域のニーズに合わせてさまざまな活動を行っています。



昔遊びで大盛り上がり！

瀬谷フェスティバル

10.20日

今年の瀬谷フェスティバルは、場所を旧瀬谷西高校グラウンドに移して開催されました。

当日は天候にも恵まれ、キッズエリア恒例の!?大人気の!?ビックシャボン玉をはじめとする昔遊びに大人も子どももドハマリ！

最初はできなかった皿回しができるようになったり、中々シャボン玉のコツがつかめず悔しそうにしていたり、どの遊びも全身で感じて、良い体験をして帰っていただけだと思います。

最終的に来場者数はおよそ25,000人！模擬店やステージイベントも盛りだくさんで、最後まで盛り上がりを見せていました。

当日参加した青少年指導員のみなさんも、皿回しができるようになりたい！全体研修会で指導員みんなで練習したい！と声が出るほどの盛り上がりでした。

今期もよろしくお願ひします！

第29期 瀬谷区青少年指導員連絡協議会
会長 菊地 勝也（昔遊びの達人）



手をつないでなかよくゴール!

11.17日

自然とあそぼう!

瀬谷っ子探検隊2024

秋晴れの中、小学3~6年生26名が参加し、「泉の森」の探索をしました。

班の仲間と一緒に、クイズラリーと樹木の発見に挑戦です。最初こそぎこちなかった子どもたち同士ですが、探検するうちに自然と距離が近づいていきました。

大きな水車に目を丸くしたり、クイズの手がかりがないかと探したりする子どもたち、みんな「いい顔」をしていました。



水車の大きさにびっくり!



せやっご農体験

5.12日

じぶんで植えて!



少し肌寒いくもり空の下、期待に胸を膨らませながら、初めての植え付けとなりました。植え付けるのは、サツマイモと里芋。初めて見る苗に、子どもたちは興味津々です。

農家の平本さんから苗の植え付け方を真剣に聞き、いよいよ植え付けです。

中央農業高校のお兄さん、お姉さんに手伝ってもらい、楽しく植え付けができました。

植え付け後は自分の名札を立て、半年後の収穫を楽しみにしながら帰路につきました。

10.27日

長袖では暑い気候に恵まれる中、待望の収穫です! すっかり成長したサツマイモや里芋の姿に驚きつつ、さっそく収穫にとりかかりました。

慣れない作業でみんな泥だらけになりながら、今回も中央農業高校の生徒さん、農家の平本さん、青少年指導員のサポートもあり、サツマイモと里芋を土の中からたくさん収穫することができました。

とても抱えきれない量を収穫でき、子どもたちも大満足。中央農業高校の生徒さんのクイズ大会で盛り上がり、子どもたちが考えたおいもレシピの表彰もあり、とても充実した1日でした。

今回の農体験は、農業の楽しさや大変さを知る貴重な機会になったのではないのでしょうか。

じぶんで収穫!



第19回 瀬谷かるた大会

1.19日

気づいたら、瀬谷への愛が、芽生えてる？



青少年指導員が運営する、新春恒例の瀬谷かるた大会。今年は38チーム109名の小学生が参加し、瀬谷センター体育室で開催しました。

予選から決勝まで、順位の入れ替わりも目まぐるしく、子どもたちは活気にあふれていました。

瀬谷の歴史や文化が詰まった
瀬谷歴史かるたを使用！



優勝

- 1年生 瀬谷第二学童A (瀬谷第二)
- 2年生 瀬谷第二学童C (瀬谷第二)
- 3年生 瀬谷第二学童E (瀬谷第二)
- 4年生 WBRかみせや (上瀬谷)
- 5年生 二つ橋ガールズ (二つ橋)
- 6年生 SEYA2GAKUDOUREF (瀬谷第二)

準優勝

- かるたキングダム (瀬谷第二)
- レインボーチーム (瀬谷第二)
- さがみっ子 (瀬谷)
- どらえもん (瀬谷)
- リベンジファイブ (瀬谷)
- ちらみ (上瀬谷)

第3位

- ひまわりチーム (瀬谷第二)
- 瀬谷第二学童B (瀬谷第二)
- MKHなかよし (三ツ境)
- クレヨンフレンド (上瀬谷)
- 最強ニコニコグループ (瀬谷第二)
- チーム末っ子s学童大好き (瀬谷第二)

地区活動紹介



瀬谷歴史かるたとは？



三ツ境地区

三ツ境地区は20の自治会から成り立ち、現在11名の青少年指導員が活動しています。今期は3名の新任指導員を迎え、新たなチーム編成で力強くスタートを切りました。

コロナ禍が落ち着いて2年目となり、以前の活動水準へと戻ってきました。(コロナ明けは、勘を取り戻すのが大変でした！)

地区スポーツ推進委員のみなさんと共に、主に三ツ境小学校で活動に取り組んでいます。

今後もチーム力を一層高め、地域の子どもの笑顔を育むために精力的に活動していきます。

主なイベント

- 10月 地区レクリエーション大会 (三ツ境連合自治会主催)
- 11月 秋の子供レクリエーション
- 1月 新春子供レクリエーション
- 3月 グランドゴルフ大会

瀬谷第一地区

瀬谷第一地区は、瀬谷駅の南北に位置する5つの町内会から成り立ち、現在9名の青少年指導員が活動しています。

健康ウォークやレクリエーション大会など、各地域で工夫を凝らした子どもと地区住民とが楽しめる行事を中心に、関連する諸団体と連携して活動しています。

GREEN×EXPO2027の開催が2年後に迫り、当地区は会場に隣接しているため、瀬谷の自然環境(里山等)、諸外国の方々の来訪等々から貴重な体験を楽しめるよう、従前の活動に工夫を重ね、子どもたちへの機運醸成や、地域住民と連携して子どもたちの豊かな成長体験につながる活動を続けていきたいと思ひます。



全体研修会

6.29 土

毎年テーマを決め、区の指導員みんなで取り組む研修会。今年は、毎年恒例である瀬谷かるた大会の模擬大会を行いました。

係員や審判での参加経験はあるものの、今日ばかりは、参加している子どもの気持ちになって真剣勝負。実際の進行の流れ、瀬谷かるた自体を理解でき、納得の一日でした。

アンケートの中には、他地区との交流ができてよかった、観戦だけだったかるた大会を体験できて良かった、想像よりも難しかった等がありました。とても貴重な一日になり、瀬谷かるたファンが増えた研修会でした。



全市一斉パトロール活動

7.20 土

横浜市青少年指導員は、地域の実態把握や社会環境健全化のため、年に1回全市一斉のパトロール活動を実施しています。宮沢地区では、7名の指導員でパトロールを実施しました。

松林公園からスタートし、公園を中心に青少年が出歩いていないかを確認して回りました。

当日は雨の予報もありましたが、最後まで天気が崩れることなく、青少年の出歩きもなく、問題なくパトロールを終えることができました。

令和6年度表彰

横浜市教育委員会表彰

菊地 勝也 南瀬谷

神奈川県青少年育成活動推進者表彰

安達 知宏 阿久和南部

横浜市青少年指導員永年勤続者顕彰

30年以上

高橋 三雄※	三ツ境	彌登 章※	瀬谷第四
石谷 芳枝	瀬谷第一	小島 孝司	本郷
西村 宗一郎	三ツ境		※令和5年度退任者

25年以上

石川 和男	瀬谷第二	田中 恵子	瀬谷第四
向井 裕子	瀬谷第四	秋山 季己	瀬谷第四
吉川 正敏	本郷	山内 祐子	瀬谷第一

15年

鈴木 崇史	瀬谷北部	川口 良一	瀬谷北部
水谷 秀雄	瀬谷北部	有賀 富美子	瀬谷第四
松本 通由	細谷戸	片山 圭祐	細谷戸
久保 正芳	相沢	小林 堅司	相沢
大竹 洋子	瀬谷第二		

10年

佐野 剛慎 阿久和北部

編集後記



今年の青指だよりはいかがでしょうか？今年度から企画編集委員会と体制も変わり、紙面づくりも楽しさを前面に打ち出しています。コロナ禍で抑制されていた各種行事も再開され、随所で楽しみが増えたことと思います。これからも紙面づくりとともに楽しく取り組みたいと思います。

企画編集委員長 高萩 俊行（瀬谷第四）

制作 瀬谷区青少年指導員連絡協議会
企画編集委員会
事務局 瀬谷区地域振興課
発行日 令和7年3月1日
TEL 367-5695 FAX 367-4423



区連会 3月説明資料
令和 7年 3月 18日
地域振興課

自治会町内会長 各位

「地域づくり通信 48号」の発行について（お知らせ）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より瀬谷区政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「地域づくり通信 48号」を発行いたしました。

つきましては、貴自治会町内会において、各班の皆様にご一読いただきますよう、お送りさせていただきますので宜しくご査収の程お願いいたします。

（担当）瀬谷区地域振興課地域力推進担当

小杉、海老澤、薄葉

電話：045-367-5789

FAX：045-367-4423



今回お話しいただいた 連長さんのおすすめスポット

地域づくり通信

第48号

令和7年3月

連続企画! あなたのまちの連長さん ~第一弾~

今号から3回の連続企画「あなたのまちの連長さん」が始まります。瀬谷区の地区連合町内会の会長「連長さん」に、地域活動への思いや困りごと、苦労話、嬉しかったことなどをお伺いします。第一弾の今回は、阿久和北部、瀬谷北部、瀬谷第四、南瀬谷の4地区の連長さんにお集まりいただき、ざっくばらんにお話しいただきました。

【瀬谷北部】 堀野 州男 会長

連長 おすすめスポット

- ①瀬谷八福神：妙光寺と善昌寺が地域にあるよ。
- ②古民家カフェ「花やしき」は場所も素晴らしい甘味も美味しいけれど、アルコールも飲めるし宴会もできるのがまたいいんだよね。

【瀬谷第四】 大柴 正清 会長

連長おすすめスポット

楽老南公園はどうか。三ツ境駅から歩道橋を渡ってすぐ行ける場所で、夏はお祭りに使っているところなんだ。駅の近くで緑に癒されるスポットだよ。

【阿久和北部】 高岩 敏和 連長

連長おすすめスポット

- ①何とんでも長屋門公園! 空気がいいし、10倍若返るよ。
- ②阿久和向原第二公園。見守りの家もできたし、毎月第1日曜日には「こども食堂大カレーパーティ」を開催して毎回大勢の人が来るよ。中学生のボランティアもいっぱいいるよ。
- ③地域に数か所ある道祖神もオススメだね。

【南瀬谷】 須藤 光広 会長

連長おすすめスポット

南台こどものもり公園はとて面白いところだよ。自然豊かでヒノキの散歩道や憩いの広場、子どもの遊具もたくさんあるし、木登りや泥遊び、段ボールあそびなど自由に楽しめるプレイパークも定期的に開催されているから、子どもも大人も楽しめるスポットだね。



せやまる

「連長さん」って地区連合町内会の会長さんのことなんだね! ところで「地区連合町内会」ってなあに?

各地域にある自治会町内会のことを「単位自治会」(以下「単会」)、それらの単会がエリアごとにまとまった組織を「地区連合町内会」(以下「連合」と呼ぶよ。

どちらも地域の皆さんが安心して暮らせるように、地域の様々な課題解決に向けて行政と連携・協働しながら取り組んでいる団体なんだ。見守り合い活動や防災、お祭りなどの交流、美化、広報など、様々な事業に取り組んでいるんだよ。

連合では、多くの人が楽しめる大規模なレク大会などの開催や、エリア全体の課題解決のための取組を行っているよ。



せやまるのおとうさん

瀬谷区には12の連合と、156の単会があります。(令和7年2月現在) お住まいの地域の単会の名前は知っていても、どこの連合に入っているのかわからない、という方もいらっしゃるかもしれません。そんな方はぜひ、右の二次元コードを読み込んでいただき、ご自分の地域の連合はどこなのか、確認してみてください。(トップページから「地区連合町内会」のメニューをクリック)



瀬谷区連合町内会自治会
連絡協議会ホームページ



このは

今後も、連合が行っている活動などについてご紹介をする予定です。お楽しみに!

連長さんによる座談会の様子は次ページへ! →

編集後記

今号から連続企画として、瀬谷区の連長さんによる座談会の様子をお届けします。連長さんは、日頃から地域を想い、地域のために様々な活動をしてくださっています。瀬谷区の12人の連長さんたちは、どなたも気さくで優しい方ばかりです。もし地域で連長さんを見かけたら、ぜひ「地域づくり通信を見ました」と声をかけてみてください。きっと笑顔で応えてくださいます。

【問合せ先】

瀬谷区役所 地域振興課 地域力推進担当
TEL:045(367)5789 FAX:045(367)4423
〒246-0021
横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地
発行/令和7年3月

瀬谷区内4地区の 連長による座談会

《今回お話しいただいた連長のみなさま》

- (座長) 阿久和北部連合自治会：高岩 敏和 会長
 瀬谷北部町内連合会：堀野 州男 会長
 瀬谷第四地区連合自治会：大柴 正清 会長
 南瀬谷自治連合会：須藤 光広 会長



高岩会長 堀野会長 大柴会長 須藤会長

1 自治会活動への関わりや連長になったきっかけは？

【高岩会長 (以降「高」)】 15～16年前に阿久和北部連合自治会の定例会に単会として出席していた時に、長屋門の故清水靖校事務局長さんからバックアップすると言われたので、自分から連長をやることにしちゃったよ。

【堀野会長 (以下「堀」)】 NPO 法人で働いていて自治会のことはやっていなかったから、町内会役員の打診を受けて、人生最後は地域のために何かやりたいという気持ちがあったので OK したよ。

【大柴会長 (以降「大」)】 班長をやったときに顔を覚えられ、何回も依頼され、最後は飲み会でも頼まれて OK したんだ。でも周りが色々やってくれて、会長が動かずとも他の人が動いてくれるので、とても助けられているよ。

【須藤会長 (以下「須」)】 37歳で瀬谷に引っ越し、隣の人から青少年指導員に推薦され、受けたのが始まり。ちょうど班長になった年でもあり、引っ越して3か月で自治会長になったが、「若造に地域の何が分かる！」と言われたりもした。防災、防犯に力を入れ、逆に「今までにない会長だから協力する」と言ってくれる人もいたよ。

【堀】 若い人が会長をやってくれて、地域の人はきっと「よくやってくれている」と思ってくれているのではないかな。

【須】 会議は喧嘩で終わることも多かったけど、最終的にはみんな味方になってくれた。

2 自治会活動をしていて良かったこと、苦勞したこと、大変だったこと

【高】 視野が広がった。誰がどんな考えを持っているか分かるようになった。委嘱委員をお願いするのに誰が良いか頭の中に入ってきているね。苦勞はあまりない。周りに助けてくれる人が多く、人材に恵まれているから続けられていると思う。

【須】 子ども会が無くなり、4年前にPTAも無くなった。校長と対談してどうにかしないと！と話し合いをしたんですよ。令和7年度からPTAに変わる何かを学校に作ろうという話になっている。あと、皆、年上なので言葉を考えてしゃべっているけど、言うときは言います(笑) ある程度強く言わないと協力してもらえないし。

3 解決していききたい困りごと、連長として活動をするうえで大切にしていること

【須】 皆さんが大切にしていること、すごく聞きたい！連長になりたてなもんで(笑)

【高】 困りごと： 連長として活動するには、まず単会の会長にならなくては行けない。単会の会長になるには単会の規約で毎年、会長選挙をしなくてはならない。立候補者が1人でもね。まあ規約を変えたいという声もあるんだけどね。ごみ置き場の問題も色々あるね。自分の置き場じゃないところに置いたり、掃除当番をやらない人がいたり。ごみの問題は自治会に入っていない人にも色々関わることが多いんだ。あとは委嘱委員のことかな。ずっと同じメンバーで年齢も上がっている。私がいなくなるまで、一生頑張ってください～って言うてる(笑)

大切にしていること： 強く言わない、親切にする、率先して先頭に立ってやる、楽しいことが有れば一緒にやろうね、と声をかける。

【堀】 困りごと： やはりごみ問題だね。置く場所を持ち回りにしていたり、私有地の場合使用料を出してほしいという意見があったりとか、色々揉めるね。あとは委嘱委員の推薦も大変。

大切にしていること： なにか問題があったときには理由を調べてまとめる。そして私が出ていく、それしかないね。

【大】 困りごと： うちもごみ置場のことは色々あるね。ごみ置場があると土地が売れない！という意見もある。あとは防災用品の充実にお金がかかること。

大切にしていること： 心がけているのは、自分から手をあげて出ている役員なんていないからがみ言わないことかな。文句ばかり言われたら皆辞めなくなるよね。



4 これからどんな町になって欲しいか、次世代に引き継ぎたいこと

【高】 GREEN × EXPO 2027で、子どもたちが関わるような企画があるといいね。阿久和北部でもフラワーロードを作ったんだけど、子ども達や近所の人が率先して水やりをしてくれると嬉しいね。

【堀】 瀬谷は大学が無いから、農業大学とかが瀬谷にできたら嬉しいね。大学生とか若い住民が増えてくれれば。そして、この地域の歴史文化に興味を持つような大人になって欲しい。

【大】 『子ども』というと、小学生くらいの子どものみを想定してしまいがちだけど、街の中には大学生も、高校生も、中学生もいる。この縦の年代が、どんなものでもいいから地域の活動に入ってきてくれたらすごく活性化すると思う。ぜひ一緒にやれたら。

まずは核になるような数人が集まってくれたら、そこから広がっていくのではと思う。ただ、その数人をどうやって集めたらいいか、それが難しい。

【須】 全戸配布アンケートを実施中。地域の人が何を望んでいるかが分かるんじゃないかと思う。

学生が瀬谷に住んでくれる仕組みを作りたい。子どもたちに活躍してもらえるように、例えば瀬谷フェスの実行委員に学生を入れて企画段階から参加するとか、学生が地域を盛り上げていく機会を作りたい。子どもメインのイベントが少ないんだよね。小学生から大学生までの子どもたちを集めて意見交換会やミーティングをやりましょうよ！瀬谷区全体をきれいに、団地なども花できれいにしたいね。海軍道路の横浜瀬谷高校がやっているフラワープロジェクトとかいいよね。いろいろなことを考えて、新しい瀬谷区として発展させていきたいですね。

【大】 そうしたいね！そうしたらずいぶん瀬谷区も変わると思う。

【高・堀・須】 そうですね！



連長の皆さん、ありがとうございました！次ページでは、今回お話しいただいた連長さんによる、地域のおすすめスポットをご紹介します！ぜひ、遊びに行ってみてくださいね！

区連会 3 月説明資料
令和 7 年 3 月 1 8 日
瀬谷区社会福祉協議会

瀬谷区内
自治会・町内会 会長 様

瀬谷保護司会
会長 相原 健一

瀬谷保護司会会報「せや」第 32 号の配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の活動に格段のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では保護司の活動を区民の方々にも広くご理解いただくために、会報「せや」第 32 号を発行いたしました。

つきましては、貴自治会・町内会の役員様にご一読いただきたく 5 部送付させていただきます。

なお、部数の追加をご希望される場合はご連絡ください。必要部数をお送りいたします。

瀬谷保護司会事務局
(瀬谷区社会福祉協議会内)

瀬谷区二ツ橋町 469
せやまる・ふれあい館 2 階
電話 : 045 (361) 2117
FAX : 045 (361) 2328



保護司活動記

保護司 A ●●●●

私が半年ほど前に担当を終えた30代男性（以下彼と言う）のことを述べようと思います。彼は妻（以下彼女と言う）に対する暴力、いわゆるDV（ドメスティックバイオレンス）によって3年間の保護観察処分になりました。

事件後、彼女は二人の子供を連れて出ていき、彼は自宅アパートに1人で生活していました。彼女は本件の被害者ですが彼とは籍を入れておらず内縁関係とのことでした。彼は新たな仕事を探す必要に迫られ、ハローワークに通っていました。高校卒業後これまでやってきた仕事は建設関連が多かったのですが、怪我をしてしまったこともあり、同様の仕事には就きたくない意向でした。

彼女との直接の接触は遵守事項で禁じられていましたが、子供達とは会いたいので、共通の友人や彼女側の弁護士を通して連絡を取り、何度か遊びに出かけることもあったそうです。

保護観察が始まって一年ほどの頃、彼が2人の子供を連れて面接に現れました。彼の話によると彼女には現在交際している男性がおり、子供達を自宅アパートに残したまま何時間も出かけてしまうことが発覚したとのこと。これは育児放棄であり児童虐待にあたるとして児童相談所や警察の介入にまでなりました。警察官から立ち会っていた彼に対し子供達を連れて帰るよう言われたためそうしたとのこと。

この後本人はどこに行くにも子供二人と一緒に就職活動もやりにくくなったものと思われまます。それでも彼は小学1年生

の長男を住居近くの小学校に通わせたいと、教育委員会などにも足を運んでお願いしましたが彼女の承諾が得られず叶いませんでした。また、家賃や生活費なども経済力のあった彼女からの援助が止められてしまったため、やむなく彼は生活保護を申請するに至り認められましたが、金額は彼1人分のみでした。子供達を食べさせることを第一に考えた彼の立派な体格も、面接で会うたびに痩せていくのが分かりました。彼女には暴力をふるってしまった彼ですが、子供達は大事にしていました。

彼女は彼が子供達を勝手に連れ去ったとして、2人の子供に対する監護権を争い家庭裁判所に訴えを起こしました。彼がDVで保護観察中であることもあり彼女側の主張が認められました。判決からほどなく執行官が大勢の私服の警察官を伴ってやって来ました。子供達はやむなく母親に連れて行かれたとのこと。7ヶ月ほどの親子3人の生活でした。

再びアパートで1人の生活となった彼ですが、くさることなく就職活動を再開しました。折しも高校時代の同級生U氏と再会する機会があり、彼が就活を支援してくれることになったという。U氏はいくつもの会社を経営している実業家で、彼曰く同級生の中の出世頭だとのこと。数か月にわたりU氏の会社の仕事の体験をさせてもらったのち、U氏が新たに立ち上げる飲食店で働くことになりました。将来は店長として処遇される予定とのこと。彼はその店舗の近くに移転することになり、私の担当は終了しました。

令和6年度受賞者 ●●●●

【第75回神奈川県更生保護大会】

- 法務大臣表彰
 - 原田 秀子
 - 平本ゆき子
- 関東地方保護司連盟会長表彰
 - 相澤 史人
 - 田嶋 健一
- 関東地方更生保護委員会委員長表彰
 - 小俣 智子
 - 仙田 郁雄
- 神奈川県知事感謝状
 - 廣瀬 潔
 - 横山 和夫

【第71回神奈川県社会福祉大会】

- 神奈川県社会福祉協議会感謝状
 - 相原 健一

【第72回横浜市更生保護大会】

- 横浜市会議長感謝状
 - 鈴木 邦利

叙位「正六位」の授与 ●●●●

令和6年6月29日 正六位 尾寄 ちヨ（享年103歳）

長年にわたる保護司活動並びに社会福祉事業に携わった功勞

瀬谷保護司会名簿 (令和6年10月1日現在) ●●●●

会 長	相原 健一 (阿久和北部)	監 事	太田 和代 (細谷戸)	会 員	石井 美華 (瀬谷第二)
副会長	宮本 千秋 (宮沢)	監 事	高橋 匡男 (瀬谷北部)	会 員	秋山 季己 (瀬谷第四)
副会長	平本 ゆき子 (相沢)	監 員	原田 秀子 (阿久和北部)	会 員	舟木 佳子 (宮沢)
理 事	桐生 優子 (阿久和南部)	会 員	横山 和夫 (三ツ境)	会 員	山口 友久 (三ツ境)
理 事	青木 須摩子 (本郷)	会 員	佐藤 良和 (本郷)	会 員	芝本 隆政 (瀬谷第二)
理 事	鈴木 邦利 (瀬谷北部)	会 員	小俣 智子 (南瀬谷)	会 員	安田 忠信 (三ツ境)
理 事	廣瀬 潔 (宮沢)	会 員	仙田 郁雄 (瀬谷第二)	退任保護司	
理 事	初山 恆春 (瀬谷第二)	会 員	相澤 史人 (阿久和南部)	会 員	高田 朋典 (南瀬谷)
理 事	菅野 廣章 (瀬谷第二)	会 員	田嶋 健一 (相沢)	長い間、ありがとうございました。	



発行責任者：会長 相原 健一
 編集者：広報部会
 発行日：令和7年3月
 事務局：横浜市瀬谷区社会福祉協議会内
 横浜市瀬谷区二ツ橋町469
 せやまる・ふれあい館2階
 ☎361-2117

瀬谷保護司会 会報

官民協働の更生保護の発展のために ●●●● 横浜保護観察所長 中臣 裕之



戦後間もない昭和25年に保護司法が施行され、我が国の官民協働の更生保護制度が整備されてから、今年で75年になります。

昨年5月、このような長い歴史のある我が国の更生保護においても未曾

有の出来事、すなわち、滋賀県大津市において、保護司が自宅で殺害され、当該保護司が担当していた保護観察付執行猶予者が逮捕・起訴されるという、皆様にご不安を生じさせる事件が起きました。保護観察所においては、この事態を真摯に受け止め、皆様が安全に、安心して活動いただけるよう、職員一丸となって取組を進めております。

具体的には、保護観察対象者にかかるアセスメントや保護観察の経過等を踏まえ、問題が大きいと認められるケースについては、保護観察官による直接処遇を行うなど直接関与の

強化を図っています。また、保護司の方々のご希望に応じて担当保護司の複数指名を積極的に行う運用も進めているところです。さらに、ご自宅で面接を行うことが難しい保護司の方々がいらっしゃることを踏まえ、地域の実情や保護司会のご意向を踏まえながら、地方公共団体に対して公的施設を面接場所として活用させていただけるよう順次協力依頼を行うなど、保護司活動を円滑に行うことができるようにするための環境整備にも努めております。

この不幸な出来事を乗り越え、世界に冠たる官民協働の保護観察、更生保護を将来にわたって持続可能なものとするためには、国による更なる保護司活動の支援などの取組が重要であることは言うまでもありませんが、同時に、地域の皆様の更生保護に対するご理解・ご協力もまた欠かすことはできません。今後とも、保護司活動を始め、更生保護に対する関係各位のお力添えを賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

施設見学 ●●●●

大寒としては暖かな1月下旬に府中刑務所を訪れた。この施設は1790年（寛政2年）老中松平定信の命を受けた火付盗賊改加役 長谷川平蔵が隅田川河口に設置した石川島人足寄場がルーツである。敷地面積が東京ドーム5.6個分で多くの建屋や運動場が配置されている。この中に約1600人の男性受刑者が入所している。

私たちは法務事務官矯正副長から施設を案内していただいた。黙々と作業をしている人の中には高齢者や外国人の姿が目立った。

施設では所定の作業のほか機能向上訓練・教科指導な

府中刑務所

ど様々な矯正処遇が行われており、医療なども充実している。これらは全て受刑者たちの社会復帰を目指すものであるが、5年以内の再犯率は47%と高い。この施設では日本人受刑者の平均年齢が52.7歳、平均入所回数4.9回という現状があり受刑者にとって現実社会は厳しいものと想像される。

なお今年6月からは拘禁刑が導入されることにより、受刑者の特性に応じて作業と指導を組み合わせたより柔軟な処遇が可能になる。私たちは再犯率が少しでも低くなることを切に願い帰途についた。



瀬谷区内の犯罪と保護観察の状況 ●●●●

犯罪発生件数 (令和6年12月末暫定値)

殺人	強盗	傷害
1	1	11
侵入盗	不同意わいせつ	ひったくり
24	3	0
自動車盗	オートバイ盗	自転車盗
8	21	98
車上狙い	万引き	特殊詐欺
11	99	32

保護観察件数 (令和6年12月31日現在)

種 類	件 数	保護観察の事由と対象者
1号観察	24	家庭裁判所から保護観察に付された少年
2号観察	4	少年院から仮退院を許され保護観察に付された少年
3号観察	5	刑務所等から仮釈放が許され保護観察に付された人
4号観察	4	裁判所から刑の執行を猶予され保護観察に付された人
合 計	37	
生活環境調整	25	刑務所などに収容されている人が仮釈放になった場合に備えて住居や就業先などの生活環境を整えること



第74回社会を明るくする運動・第29回瀬谷区中学生作文コンテスト

今年度は瀬谷区内中学生の皆さんから138作品の応募がありました。審査については瀬谷保護司会と瀬谷区更生保護女性会で構成された審査会が行いました。表彰作品は以下のとおりです。

入賞者には令和6年9月26日、瀬谷区民文化センター あじさいプラザで表彰式が行われました。

<募集テーマ>

「日常の家庭生活、学校生活のなかで体験したことを基に、犯罪・非行のない地域づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたこと」



特別賞

(敬称略)

- | | |
|--|---|
| ● 瀬谷区長賞
—「あいさつは『ただのあいさつ』じゃない」—
原中学校 2年 土田莉緒奈 | ● 瀬谷更生保護協会会長賞
—笑顔と挨拶であふれる社会へ—
横浜隼人中学校 1年 岩松胡桃 |
| ● 瀬谷警察署長賞
—大切なことは「あいさつ」—
横浜隼人中学校 1年 宮田 柚 | ● 瀬谷保護司会会長賞
—自分の経験を生かして—
横浜隼人中学校 1年 西田結咲 |
| ● 瀬谷区民生委員児童委員協議会会長賞
—魔法の一言とつながり—
横浜隼人中学校 1年 笹沼菜里 | ● 瀬谷区更生保護女性会会長賞
—唱(うた)—
南瀬谷中学校 2年 石田菜々花 |
| ● 瀬谷区PTA連絡協議会会長賞
—大好きな「いっせいのよし」—
下瀬谷中学校 2年 青木美紀 | ● 瀬谷区社会福祉協議会会長賞
—輝いている人—
下瀬谷中学校 2年 小野愛衣子 |

優秀賞

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 原中学校 | ● いじめがなくなる社会へ 1年 中澤満奈美 |
| ● 社会を明るくするためには 2年 鈴木穂積 | ● 「学ぶ」ことで 1年 大谷力也 |
| ● 偏見のない心で暮らす 3年 田中杏奈 | ● 防犯につながる取り組みとは 1年 佐々木美悠 |
| | ● 他人の気持ち 1年 マッカーシー愛里 |
| 南瀬谷中学校 | ● 犯罪や非行のない地域をつくるためにぼくたちができること 1年 大高一敏 |
| ● あなたの行動が社会を明るくする 2年 飯田玲奈 | |
| 東野中学校 | 下瀬谷中学校 |
| ● 嘘と犯罪 1年 木村帆花 | ● 「おはよう。」 2年 多田 陽 |
| | ● 挨拶の大切さ 2年 増田惺夏 |
| 横浜隼人中学校 | |
| ● 「街に集まる子供たちの環境」 1年 菅野萌純 | |
| ● 僕が出来ること 1年 只野楓人 | |
| ● 誘惑に負けない強い心 1年 輪島海璃 | |



瀬谷区長賞 —「あいさつは『ただのあいさつ』じゃない」—

原中学校 2年 土田 莉緒奈

令和二年、私が小学校四年生のとき、私の生活は大きく変わった。

夏の日差しが暑い頃、私はいつものように家を出て、学校へ向かった。友達と話をしながらのろのろと歩いていた。すると、信号が見えてきた。その真下に女性の人がいるのが見えた。PTAのボランティアの方だ。黄色の旗を持って、信号を待っている生徒一人一人に声をかけているのが見えた。私はあの人のが苦手だ。

見た目とか、性格が嫌いな訳ではない。だけど、私が通るたび、会うたびにあいさつをしてくるので、返事をする事が面倒くさくなってきてしまった。その上、友達と話しながら通る事がほとんどだから、いつもスルーして通っていた。だからこそ、いまさら挨拶を返し始めても意味ないかと思ひ、今もなお続けていた。だが、それからなんだか申し訳ない気持ちになって、気まずい状態になってしまったのだ。

信号についた。だが赤だ。女性の方とは目を合わせないように下を向いていた。しかし、しばらくたっても声をかけられなかった。様子をうかがおうと頭を上げた。そしたら、女性の方とパチッと目が合ってしまった。思わず目をそらしてしまった。すると、私のもとへゆっくり来て、「おはようございます。」

と私に言った。とっさに返事が出来なくてまた下を向いてしまった。すると横にいた友達が私の代わりに話してくれた。「おはようございます。今日はいい天気ですね。きょうは外で沢山遊びたいです。」

すると女性の方がふふっとほほえんだ。「そうですね。こんなに天気がいいんだもの。沢山遊んでらっしゃい。でも、体調には気をつけて。熱中症にならないようにね。」

「はい。」
信号が青に変わった。私達は信号を渡った。

私はあいさつ一つでそんなに話が広がるものなのかととても驚いた。私はなぜあいさつをするのか、考えてみたこともなかった。その日は学校の授業が頭に入らない程、あいさつの事で頭いっぱいだった。

次の日、また同じように学校に向かった。信号についた。

女性の方にまた、「おはようございます。」
と言われた。信号は青だった。けど、どうしても聞きたかった。私は足を止めた。

「どうして、あいさつをするのですか。」
信号が点滅し、赤になった。「私や、みんなのため。おはようって言われたら、一日が始まるなって感じられると思うんだ。例えば、嫌なことがあった人は、あいさつをされると、気持ちを切り替えようって、一区切りつけれたり、何でもないような人でも自分がいさつをして返してくれると嬉しいじゃない。」

話を理解した瞬間、私の心の中のモヤモヤがスッと消えていったようだった。信号が青に変わった。

「ありがとうございます。」
私はお礼を言って信号を渡った。なんで私はそんな簡単な事を分かっていなかったのだろうと思った。その日は、会った友達全員に、「おはよう。」

と声をかけた。そのたび、女性の方が言っていたことを理解した。

私はこの出来事があってから、毎日必ずあいさつをするようになり、返事を毎回するようになった。私はあの人に会わなければ、一生あいさつに触れることはなかったと思う。昔の私のように、「あいさつの大切さ」をしっかりと理解してない人も他にも沢山いると思う。だから、私は周りの人達にもっとあいさつをして、みんなにあいさつの大切さを知ってもらい、もっと色々な人に広まるといいなと思った。世界から見ると、ほんの一部だけかもしれないけど、それでも少しでも気持ちが変わってくれば、いつか沢山の人が笑顔で溢れる町になるのではないかな。私はそんな町になる事を目指して生活していきたい。そして、この作文を読んでいただいている方も、一回でもいいから、あいさつを試してみしてほしい。そしたら自分も相手もきっと、笑顔になれると思う。

「あいさつは『ただのあいさつ』じゃない」、この言葉は私の心の中に残り続けている。

「瀬谷区中学生作文コンテスト」の上位作品のうち、神奈川県「第74回社会を明るくする運動」作文コンテスト(中学生の部)において下記作品が入賞されましたので合わせて紹介します。おめでとうございます。

社会を明るくする運動・
神奈川県推進委員会表彰

● 神奈川県PTA協議会長賞
—大切なことは「あいさつ」— 横浜隼人中学校 1年 宮田 柚

「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターに寄せられた消費者トラブルに関する相談（電話相談・来所相談）は、令和6年4月から令和7年1月末時点で、約14,000件となっています。（令和5年度実績：約15,000件）

消費者トラブルを未然に防ぐため、横浜市消費生活総合センターでは、広く地域の方に向けての注意喚起の方法として、実際に寄せられた相談事例をわかりやすくお伝えするちらし「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」を、平成28年4月から発行しています。

本ちらしにつきましては、令和7年度も引き続き、可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただきますようお願いいたします。

複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防ぐため、今後も様々な機会・媒体を使った啓発活動を実施しますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

2 掲示するちらし

「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」 A4判1ページ（隔月発行）

3 発行スケジュール

令和7年3月下旬	（4・5月号）	令和8年1月下旬	（2・3月号）
5月下旬	（6・7月号）	3月下旬	（4・5月号）
7月下旬	（8・9月号）		
9月下旬	（10・11月号）		
11月下旬	（12・1月号）		

4 その他の啓発

- (1) 横浜市消費生活総合センターホームページ、メルマガ、X
- (2) LINE、Instagram、YouTube、インターネットでのWEB広告【回数・媒体の増】
- (3) 市庁舎・区庁舎、公共交通機関での啓発動画放送【実施場所の増】
- (4) ゴミ収集車での注意喚起アナウンス
- (5) 地域向け出前講座【実施回数の拡充、講師に民間通信事業者を追加 等】
- (6) 外国語版（英語、中国語、韓国語）及びやさしい日本語版のリーフレット【新規】

など

消費生活情報メールマガジン
「週刊はまのタスケ・メール」

最新の相談事例やイベントの
お知らせなど、消費生活情報を
毎週お届けいたします！



はまのタスケ

消費者関連情報発信中！
@yokohamasyouhi

  **フォローする**  **CLICK!**

（お問合せ・連絡先）
横浜市経済局消費経済課
小山・中川・長岡
電話 045-671-2584
Email : ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

パソコンがウイルスに感染? 偽の警告に注意!

ネットを利用中に突然「ウイルス感染、サポート窓口に連絡」と警告が出たので、慌てて電話すると「除去費用5万円を払うように」と言われた。

(相談者：70歳代 男性)

偽のサポート窓口に誘導し、サポート料金をプリペイド型電子マネーで、次々と支払わせる手口が増えています。

警告画面の電話番号には、慌てて連絡をしないでください。



⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 警告の画面や音は、まず偽物か疑う!
- ✓ 警告が表示されても、慌てずにパソコンの電源を切る!
- ✓ 判断できなければ、周りに相談!

